慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案
Sub Title	Financial crisis of unemployment insurance and Moldenhauer revenue-supply plan in Weimar republic
Author	原, 信芳(Hara, Nobuyoshi)
Publisher	三田史学会
Publication	2017
year	
Jtitle	史学 (The historical
	science). Vol.86, No.4 (2017. 3) ,p.29(375)- 69(415)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koaraid=AN00100104-20170300-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案

原信

芳

はじめに

連を中心にして考察するものである。 「Paul Moldenhauer 人民党」在任一九二九年一二月~三(Paul Moldenhauer 人民党」在任一九二九年一二月~三(Paul Moldenhauer 人民党」在任一九二九年一出務大臣(ドイツ国)財政と政権運営の最重点課題であった失業(下イツ国)財政と政権運営の最重点課題であった失業(下イツ国)財政と政権運営の最重点課題であった失業(下イツ国)財政と政権運営の最重点課題であった失業(アール・ファイン・ミュラー(ワイマール大連合)内閣の末期からブリューニング内閣の初期にかけて、ライヒの末期からブリューニング内閣の初期にかけて、ライヒの末期からブリューニング内閣の初期にかけて、ライヒの末期からブリューニング内閣の初期にかけて、ライヒの末期からブリューニング内閣の初期にかけて、ライビの表面により、

史上でもそのように扱かわれている。しかし失業保険財マール共和国史の線を画するのが適当であろうし、研究と大統領内閣であるブリューニング内閣との間で、ワイ政治史の上では、議会連立多数内閣たるミュラー内閣

ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案

して、一九三〇年夏を画期にワイマール共和政の末期がと最初を(モルデンハウアーの財務大臣在職期を)架橋とを重ねて考えてみると、前後するふたつの内閣の最後政の健全化と、これを含むモルデンハウアー歳入補填案

始まるとみたほうがよいと思われる。

建計画とモルデンハウアー歳入補填案との関連検討は、はずならば、世界恐慌による大量失業を背景に、このなぜならば、世界恐慌による大量失業を背景に、このなぜならば、世界恐慌による大量失業を背景に、このなぜならば、世界恐慌による大量失業を背景に、このなぜならば、世界恐慌による大量失業を背景に、このなぜならば、世界恐慌による大量失業を背景に、このなぜならば、世界恐慌による大量失業を背景に、このなぜならば、世界恐慌による大量失業を背景に、このなぜならば、世界恐慌による大量失業を背景に、このなぜならば、世界恐慌による大量失業を背景に、このなぜならば、世界恐慌による大量失業を背景に、このなぜならば、世界恐慌による大量失業を背景に、このなぜならば、世界恐慌による大量失業を背景に、このなぜならば、世界恐慌による大量失業を背景に、このなぜない。

二九 (三七五)

既往研究では充分にはおこなわれていない。

ブリューニングの調停案も拒否した。 ところで、ミュラー内閣の総辞職について、研究史が ところで、ミュラー内閣の総辞職について、研究史が ところで、ミュラー内閣の総辞職について、研究史が ところで、ミュラー内閣の総辞職について、研究史が

「三月になると前年諸勢力の妥協のもとに三%から三. □・五%にあげられた失業保険掛金をさらに〇:二五ないし 正・ブリューニングという若い代議士が、調停案を出し、 ヒ・ブリューニングという若い代議士が、調停案を出し、 ドイツ人民党はいろいろな政治的考慮によって、一応こ ドイツ人民党はいろいろな政治的考慮によって、一応こ れを受諾しようとしたが、労働組合指導部につきあげられた社会 れた社会民主党がこれに断固反対の態度をとり、一切が のここ。

ーセントの失業保険拠出率引上に固執して妥協を拒んだ決定的となった。それにしても、社民党は零コンマ数パみに倣うでもしない限り、これで大連合内閣の総辞職が確かににミュラー首相が英国労働党マクドナルドの顰

のであろうか。

だが、いかなる代償によってか?」。 (Rudlf Wissel ミュラー内閣の労働大臣) は勝利した、致で議員たちは妥協案受入に反対投票した。ヴィッセル致で議員たちは妥協案で入に反対投票した。ヴィッセル

閣を退陣に導き、野党に戻ってまでして、守ろうとしたである。それにしても、社民党がヘルマン・ミュラー内ワイマール連合内閣を瓦解に導くという代償によって

ものは何であったろうか。

「ミュラー・リヒテンベルク(H. Müller-Lichtenberg)が激越な口調で妥協案を排撃し、もしこれが採択されるならば、組合はあらゆる手段をもって反対闘争を展開するであろうと極論した。そしてこの議論が会場を制して、社会民主党はブリューニング案を拒否することを決定したのである。この決定がひき起こすべき政治的結果を考えるならば、この場合〇・二五%の譲歩に反対したのは含るならば、この場合〇・二五%の譲歩に反対したのは含むならば、この場合〇・二五%の譲歩に反対したのは含むならば、この場合〇・二五%の譲歩に反対したのは多い。

組合は、自党の首相(ヘルマン・ミュラー Hermannの妥協拒否は愚行である。それにしても、社民党と労働政治家の領すべき結果責任を思えば、社民党代議士会

賛成し、そして対立を深めていたとはいえ、いまだ連立支持を表明し、また中間政党で与党の中央党、民主党がェリング Carl Seveling、シュミット Robert Schmitt)が

のパートナーである人民党が、党首ショルツ(Ernst

Müller)が要請し、自党の内務大臣と経済大臣(ゼーヴ

するには相応の理由がそこにあったはずである。なぜ拒否したのであろうか。社会民主党が調停案を拒否員団の多数決をとった末に辛くも受諾したこの調停案を、Scholz)とモルデンハウアーの懸命の説得を受けて、議

傷つけることなく維持できたであろう」。って、ミュラー大連合内閣と議会制民主主義体制を余りに為した譲歩に比べればより少ない譲歩をすることによ「指導的社民党役員が、のちのブリューニング内閣時

で大連合内閣は総辞職に到ったのであろうか。

国会における社民党の議席からを考えると、保険料率

んだのであろうか。部は大連合内閣を質草にいれてまでして、この妥協を拒体制を維持できたであろう。それでは、なぜ社民党指導からいえば比較的小さい譲歩で、内閣と議会制民主主義

審議が決裂したのが主因であった」。 ○・五%引き上げるかどうかについてのライヒ議会での (8) ミュラー大連合内閣の瓦解は「失業保険拠出をわずか

ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案

いえる。なぜ微調整ともいえる、このような数字の対立いえる。なぜ微調整ともいえる、このような数字の対立とは三・七五%に引き上げる)、後者に注目すれば僅か○・五%とされていたから(定率三・五%を定率四%もしく五%とされていたから(定率三・五%を定率四%もしくは三・七五%に引き上げる)、後者に注目すれば僅か○・は三・七五%に引き上げる)、後者に注目すれば僅か○・は三・七五%に引き上げる)、後者に注目すれば僅か○・は三・七五%に引き上げる)、後者に注目すれば僅か○・は三・七五%に引き上げる)、後者に注目すれば僅か○・は三・七五%に引き上げる)、後者に注目すれば僅か○・二五%、労使各○・二五%の妥協が成立しなかったといえる。なぜ微調整ともいえる、このような数字の対立いえる。なぜ微調整ともいえる、このような数字の対立いえる。なぜ微調整ともいえる、このような数字の対立いえる。

内閣崩壊以外の何ものをももたらさないと、分かっては内閣崩壊以外のなにものをも意味しなかった」。かし、この段階で三月五日の政府案に立ち戻るというのかし、この段階で三月五日の政府案に立ち戻るというのは内閣崩壊以外のなにものをも意味しなかため、「寛首ヴェルスは内部対立を外部に出さないため、ブーウスを対象に出さないため、ブールをは、

険財政の再建と密接に係わる財務大臣モルデンハウアー以上の問題意識から、小論で検討する課題は①失業保

に到ったのであろうか。

いてなぜ、社民党代議士会は満場一致でそのような決定

に考えるか、の三つである。

史上、ひいては労働市場政策史上にもつ意味をどのよう険財政再建をめぐる政治紛争がワイマール失業給付政策に関する社会民主党の立場をどう理解するか、③失業保の歳入補填案をいかに評価するか、②失業保険財政再建

È

- (—) Werner Conze, "Die Krise des Parteienstaates in Deutschland 1929/30", in: *Historische Zeitschrift* Bd. 178 H. 1 1954 S. 47.
- 二三六~二三七頁。(2) 山口定『ヒトラーの台頭』 朝日新聞社 一九九一年、
- 「両大戦間の世界」講談社 一九七六年、二七五頁)。「本のとき(一九三一年夏から秋にかけての失業保険(3)「このとき(一九三一年夏から秋にかけての失業保険(3)「このとき(一九三一年夏から秋にかけての失業保険(3)「このとき(一九三一年夏から秋にかけての失業保険(3)」
- (4) Erich Eyck, A History of the Weimar Republik Vol. II
- 年、一五二~一五三頁。 年、一五二~一五三頁。 年、一五二~一五三頁。
- 義擁護の課題があったといえるのではなかろうか。資本て、経済政策の選択のみならず「むしろ、政治的民主主(6) 伊集院立氏は社会民主党が調停案を拒否した理由とし

既往研究と同様の見方である。

既往研究と同様の見方である。。

既往研究と同様の見方である。。

既往研究と同様の見方である。。

他方、栗原優氏はワイマール・ドイツ経済界内部の路他方、栗原優氏はワイマール・ドイツ経済界内部の路標対立を検討した結果、「当時の経済界主流だった化学・線対立を検討した結果、「当時の経済界主流だった化学・線対立を検討した結果、「当時の経済界主流だった化学・線対立を検討した結果、「当時の経済界主流だった化学・線対立を検討した結果、「当時の経済界主流だった化学・線対立を検討した結果、「当時の経済界主流だった化学・線対立を検討した結果、「当時の経済界内部の路出資本によっている(『ナチズム体制の成立』新装版第 しい見解を示している(『ナチズム体制の成立』新装版第しい見解を示している(『ナチズム体制の成立』新装版第一位表示といる。

7) Helga Timm, Die Deutsche Sozialpolitik und der Bruch der Großen Koalition, Düsseldolf 1952, S. 206. 最近の研究では、ヴァイスブロートが失業保険赤字の増大とミュラー内閣の瓦解について、ティムの先行研究に沿った分析・見解を示している(Bernd Weisbrot, "Die

Krise der Arbeitslosenversicherung und der Bruch der großen Koalition", in: Wolfgang J. Mommsen (hrsg.), *Dia*

Entstehung der Wohlfahrtstaat in Großbritanien und Deutschland 1850–1950, Stuttgart 1982.)°

- ○一二年、一五九頁。
- (9) 栗原 前掲書 三〇七頁。

大連合内閣の瓦解について、既往研究で語られなかった連合内閣の瓦解について、既往研究で語られなかったという。そしてそのことが、二五点を提供したことは、栗原氏の大きな功績である。氏に点を提供したことは、栗原氏の大きな功績である。氏によれば、財界主流派は大連合内閣に妥協的であり、非主よれば、財界主流派は大連合内閣に妥協的であり、非主よれば、財界主流派は大連合内閣に妥協的であり、非主なが、大連合内閣の瓦解について、既往研究で語られなかっることにあらわれたと言う。

そうだとすれば、大連合内閣の瓦解において、より責任が傾くのは人民党よりも社民党ということになるであろうが、氏は同時に、「独占資本のあくなき要求にたいしるうが、氏は同時に、「独占資本のあくなき要求にたいしことによってのみ維持されうる大連合内閣は、大恐慌とことによってのみ維持されうる大連合内閣は、大恐慌とことによってのみ維持されうる大連合内閣の瓦解において、より責任が傾くのは人民党よりも社民党ということになるであらず、氏は同時により、大連合内閣の瓦解において、より責任が傾くのは人民党より、大連合内閣の瓦解において、より責任が傾向である。

しているならば、「いずれにせよ崩壊は不可避であった」内閣打倒の意図はなく、それが人民党の意思決定に影響していなくても、と読める。しかし経済界主流に大連合社民党がブリューニング調停案に対して妥協していても、「いずれにせよ」とは文脈上、大連合内閣の最終段階で、

ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案

という結論は腑に落ちない。

(Ⅰ) 二七年失業保険法体制

本論に入る前に本論と関連する限り、一九二七年七月 Gesetz über Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung. Vom 16. 7. 1927 以下AVAVG)と失業保険 の給付推移について説明しておく。

同法律に規定された被保険者は、ライヒ保険法とライヒ鉱夫組合法の疾病保険義務者、職員保険法被保険者で、疾病保険義務のないもの、船舶海員の全てであり、これ疾病保険義務のないもの、船舶海員の全てであり、これ疾病保険義務のないもの、船舶海員の全てであり、これ疾病保険義務のないもの、船舶海員の全てであり、これ疾病保険義は、ライヒ保険法とライビ鉱夫組合法の疾病保険者は、ライヒ保険法とライビ鉱夫組合法の疾病保険者は、ライヒ保険法とライビ鉱夫組合法の疾病保険者は、ライヒ保険法とライビ鉱夫組合法の疾病保険者は、ライヒ保険法とライビ鉱夫組合法の疾病といる。

養できないとき、遠隔地への住居移動を伴う就業などで況に相応する労務が提供されないとき、家族を充分に扶払われないとき、失業者の資質、失業前の業務、身体状払おれないとき、失業者の資質、失業前の業務、身体状

六○RM以上)までに区分し、各級基準賃銀を一級=八(週給一○ライヒスマルクRM未満)から十一級(週給算定のために失業前週労働報酬によって被保険者を一級失業保険は基本手当と家族手当から成る。基本手当の

拒否する有力な根拠になったと考えられる。 味する。このシステムは、労働組合が失業給付額削減を がって、もしも失業保険財政再建のために、 たのである(失業疾病両社会保険の給付額連動)。した められた。 額と同額の疾病保険(Krankengeld) られた。なお失業者が罹病したときには、失業保険支給 当は無収入の家族一人につき一律基準賃銀の五%と決め に支給される本失業手当を、定額基準賃銀の一級=七 カットされれば、それは疾病保険給付額の連動削減を意 五%から八~十一級=三五%と段階的に定める。 RMから十一級=六三RMまで定額決定する。 AVAVGは疾病保険の給付水準をも維持し が支給されると定 失業手当が つ いで週

VAVにライヒ配当分を交付する。RAVAV理事会は 以外にライヒ配当分を交付する。RAVAV理事会は に、船員金庫はRAVAVへ移送する。拠出は労使折半 に、船員金庫はRAVAVへ移送する。拠出は労使折半 に、船員金庫はRAVAVへ移送する。拠出は労使折半 に、船員金庫はRAVAVへ移送する。拠出は労使折半 に、船員金庫はRAVAVへ移送する。拠出は労使折半

ち失業保険財政の悪化に伴い人民党・経営者団体と社民を構成する。積立金は失業者六○万人に最低三ヵ月は保を構成する。積立金は失業者六○万人に最低三ヵ月は保険給付できるものとする。RAVAVの必要資金が掛金険給付できるものとする。RAVAVの必要資金が掛金を交付する。この有賞に見る場合は、ライヒ労働大臣はりている。

保険義務者は一五九三万五〇〇〇人で全体の七六%であには労使による集団的相互自助という保険原則に立ちなれてするとともに職労一元化された、当該期としてはおこなわれたものの、本来は公的支出である同給付がRおこなわれたものの、本来は公的支出である同給付がRおこなわれたものの、本来は公的支出である同給付がRおこなわれたものの、本来は公的支出である同給付がRおこなわれたものの、本来は公的支出である同給付がRおこなわれたものの、本来は公的支出である同給付がRお、ワイマール・ドイツはこの法律により職業紹介とあれ、ワイマール・ドイツはこの法律により職業紹介とあれ、ワイマール・ドイツはこの法律により職業紹介とあれ、ワイマール・ドイツはこの法律により職業紹介と、各区の人で全体の七六%である。

あくまでAVAVGの保険部分である。

失業保険の体系はイギリスにしか存在しなかった。 る。両大戦間期にドイツ以外で、これに匹敵する包括的った。これは戦後一九六〇年時の八四%に並ぶ数字であ

揮させる可能性を与えているが、拙稿で問題とするのは機構内に緊急給付という形態で扶助原則は残され、保険部分にもライヒ貸付という事実上の国庫補助は存在したが、保険拠出に国庫が参加した同時代の英国の失業保院制度と比較して、AVAVGは保険部分についてはより保険的であったと言えよう。また失業にについてはより保険的であったと言えよう。また失業に原則が確立されたことにより、失業給付の請求と受給は原則が確立されたことにより、失業給付の請求と受給は原則が確立されたことにより、失業給付の請求と受給は原則が確立されたことにより、失業給付の存在は、R AVAVに保険的性格と扶助的性格の相互補完機能を発 AVAVに保険的性格と扶助的性格の相互補完機能を発 AVAVに保険的性格と扶助的性格の相互補完機能を発 の場合に関連が参加した同時代の英国の失業保 が動者の権利として法認された。緊急給付の存在は、R の場合に関連が参加した同時代の英国の失業保 が動者の権利として法認された。緊急給付の存在は、R の場合に関連を発

党・労組の間で大きな争点に発展する。

収支は暦年)の各種社会保険は全て黒字を記録したが、別して考察される必要がある。一九二八、二九年(保険るため(失業保険は労使拠出、緊急給付は公的扶助)区た概念として用いられたが、このふたつは財源を異にすた概念として用いられたが、このふたつは財源を異にするため(失業保険を現す Arbeitslosenunterstüzung とい条文上失業保険を現す Arbeitslosenunterstüzung とい

ブラウンス労働大臣(Heinrich Brauns 中央党、マー九年には失業保険が赤字に転落する[表1、2]。

でデザ記)。これで、または、大大なは上でにの範囲内に保険支出が納まっている[表2]。

M)と予測した。月平均一○○万人の失業者ならば、年して一ヵ月の給付額が七○○○万人の失業者ならば、年して一ヵ月の給付額が七○○○万人とスマルク(Rの範囲内に保険支出が納まっている[表2]。

後援者とする人民党との対立、両者の調停を軸とする政後援者とする人民党との対立、両者の調停を軸とする政党援者とする人民党との対立、両者の調停を軸とする政党が、一九二九~三〇年(ミュラー内閣からで最大八〇万人の失業保険受給者を見込んでいたとする。いずれにせよ一九二九~三〇年(ミュラー内閣からずリューニング内閣)の失業状況 [表3] は労働省にとづリューニング内閣)の失業状況 [表3] は労働省にとづリューニング内閣)の失業状況 [表3] は労働省にとが、開西的、大工九公司の傾向が三〇年も続く [表出を上回っていた失業保険財政は、翌年には失業保険受治者の急増から逆調となりこの傾向が三〇年も続く [表4]。失業保険財政の急速な悪化はライヒ財政欠損の大きな要因となり、それが労働組合(被庸者団体)を支持きな要因となり、それが労働組合(被庸者団体)を支持さな要因となり、それが労働組合(被庸者団体)を支持さな要因となり、それが労働組合(被庸者団体)を支持さな要因となり、それが労働組合(被庸者団体)を支持さな要因となり、それが労働組合(被庸者団体)を支持さる政党を指令といたとする。

局に結びついてゆく。

たに一億九〇〇万RMが積み立てられた。一九二七~二 月には、冬期失業者増にもかかわらず一四三〇万RM された。失業保険の導入によってライヒ財政の月別失業 ザクセン、 的に推移し、 工業諸分野の生産は堅調を維持した。保険料収入は安定から、好景気の割には失業者の減少が小幅だったものの(1) 伴う失職者が経済過程にうまく再吸収されなかったこと 会保険への移行に成功した。 たが、保険収支の黒字によって二八年夏期の間に、 積立金は二七~二八年冬期に一億五〇〇〇万RMであっ と急速に減少した。共通準備財産たるRAVAVの緊急 扶助経費は、二七年四月の四五七〇万RMから二八年 イツ地域のラント労働局の欠損がヴェストファーレン、 夏期の余剰で埋め合わされ、ラント労働局別でも北東ド 八年に、ドイツの失業給付体制は扶助体質を脱却して社 九二八年のドイツ経済は前年と同様、 西南ドイツ地域のラント労働局の余剰で相殺 業務開始一年目の保険財政は冬期の欠損が 産業合理化に

二月の半数以下となった。同年の月平均失業保険受給者の傾向は一一月まで持続し失業保険受給者は夏期には一、一九二八年の失業率は三月以降一桁内にとどまり、こ

h:	被保険者		収	入			支出		1177-1-	र्थार चंद्र
年	(100 万人)	全体	掛金	ライヒ資金	その他	全体	給付	経費	収支	資産
					疾病傷	呆険				
1928	22.0	2144.7	2074.3	29.0	41.4	2051.2	1892.9	141.8	93.5	721.3
1929	22.4	2322.4	2241.2	27.1	54.1	2219.3	2049.9	151.8	103.1	822.6
1930	20.3	2139.9	2053.9	21.0	65.0	2010.0	1834.1	162.3	129.9	955.9
	労災保険									
1928	23.3	395.9	377.4		18.5	377.5	321.8	51.2	18.4	296.8
1929	23.7	429.9	406.3		23.6	410.7	349.8	55.4	19.2	314.7
1930	27.2	423.3	404.3		19.0	429.2	364.8	58.4	-5.9	308.8
					老齢廃療	 定保険				
1928	18.5	1522.1	1075.8	320.3	126.0	1126.2	1070.1	52.2	395.9	1277.6
1929	18.6	1628.7	1092.0	393.3	143.4	1324.3	1260.9	55.0	304.4	1582.1
1930	18.0	1530.0	986.3	445.4	98.3	1475.4	1409.4	61.9	54.6	1636.7
					職員係	呆険				
1928	3.3	406.5	317.2		89.3	138.2	124.0	11.3	268.3	1000.6
1929	3.4	495.9	372.4		123.5	186.2	168.8	12.1	309.7	1310.3
1930	3.1	547.8	385.2		162.6	224.8	210.7	12.9	323.0	1633.3
	鉱山労働者年金保険									
1928	0.8	230.4	222.1		8.3	226.8	216.6	9.3	3.6	95.7
1929	0.8	262.0	192.3	56.3	13.4	231.9	220.9	9.5	30.1	176.5
1930	0.54	202.1	151.5	29.3	21.3	240.4	229.5	9.6	-38.3	144.2

(出典) Statistiaches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1930, S. 417, 1931, S. 397.

[表 2] 失業保険財政 1928-29 年

(100 万 RM)

年	被保険者	保険料収入	保険支出	保険収支
1928	15935	824	720	104
1929	16057	869	1092	-223

拠出率は定率 3%

(出典) Reichsarbeitsblatt 1929 Nr. 6, S. 56-57, 1930 Nr. 12, S. 92-93.

年		1928										
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
失業率(%)	11.2	10.4	9.2	6.9	6.3	6.2	6.3	6.5	6.6	7.3	9.5	16.7
失業保険受給者	1333	1238	1011	729	629	611	564	574	577	671	1030	1702
緊急給付受給者	215	215	198	162	132	114	83	80	87	93	108	127

年		1929										
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
失業率(%)	19.4	22.3	16.9	11.1	9.1	8.5	8.6	8.9	9.6	10.9	13.7	20.1
失業保険受給者	2288	2461	1899	1126	808	723	710	726	749	889	1200	1775
緊急給付受給者	145	161	192	199	203	207	153	157	162	172	187	210

年				1930			
月	1	2	3	4	5	6	7
失業者	3218	3366	3041	2787	2635	2641	2765
失業率(%)	22.0	23.5	21.7	20.3	19.3	19.6	20.5
失業保険受給者	2233	2379	2053	1763	1551	1469	1498
緊急給付受給者	250	277	294	318	338	366	403

失業率は労働組合員失業率

(出典) Der Arbeitsmarkt im Deutschen Reich, in : Reichsarbeitsblatt 1928 Nr. 28, 1929 Nr. 16, 1930 Nr. 7. Statistische Beilage zum Reichsarbeitsblatt in : Ebenda 1931 Nr. 4

[表 4] 失業保険財政 1930 年 1-7 月

(1000 RM)

年月	保険料	保険支出	保険収支
1930年1月	77999	166200	-88111
2	71011	166757	-95746
3	79465	175316	-160647
4	73595	154127	-88531
5	80419	141430	-61011
6	75834	118131	-42297
7	82794	122066	-39272

拠出率は暫定 3.5%

(出典) Reichsarbeitablatt 1931 Nr. 6., S. 72.

が八八万九〇〇〇人、月平均失業率は八・六%であるこ

等原則はRAVAVにおいて妥当したと考えられる。二 と [表3] から、この程度の失業規模であれば、収支相

七年一〇月の業務開始以来二八年一杯までは、RAVA

たと言えよう。(ほ)(ほ))のでは、このでは、(は))のでは、(は)のでは、このでは、このでは、このでは、これた就業助成と保険原則に従う失業給付機能を発揮でき Vの業務報告書が指摘するごとく、RAVAVは期待さ

ならず、そのことが閣僚が所属政党に拘束を受けない(5) 失業保険財政再建(失業保険危機)に取り組まなければ 失業保険財政の安定期に成立したこの政府は、翌年には るヘルマン・ミュラー大連合内閣が誕生した。好景気と 主党、中央党、民主党、人民党などが与党会派を構成す 政界に目を転ずれば一九二八年六月二八日に、社会民

株式市場の過熱化を防ぐために、手持証券の売りオペレ 同年春、アメリカ合衆国連邦準備銀行はニューヨーク

「人格内閣」として成立したこの内閣を総辞職に導くこ

ーションをおこなうとともに、

連銀再割引率を引き上げ

このために、西ヨーロッパに向かっていたアメリカの資 信用引締にかかったが、この措置が金利の急騰を呼んだ。 金と西欧諸国の資金は、 高金利に牽かれてニューヨーク

^イマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案

同年末から景気が冷え始め失業者が増大した。 降国際短期資金の移動に敏感な構造をもつドイツ経済は 半期には上半期の三八%に低落した。ドーズ公債導入以 行されるドイツ公債は夏過ぎから減少し続け、二八年下 イツの貨幣市場(短期金融市場)であった。合衆国で発 に流れた。この動きに最も大きな影響を受けたのは、ド

失業率は一九二八年一二月から翌年四月まで連続五 カ

二九年一、二月の失業保険受給者は二〇〇万人を大幅 月二桁が続き、二月には二〇%を上回った。これに伴い

超えた [表3]。この結果、二九年一月をもってRAV

VAAVG第一六三条でライヒに義務づけられたRA AVは緊急積立金(共通準備財産)を消費し尽くし、A

AVへの貸付(Reichsdarlehen)は、三月までに一億九

収増を見込めないまま、新年度予算で借入調達の拡大を 枠内」であった一九二七~二八年とは異なる状況が現 六〇〇万RMに及んだ。冬期の失業増大が「季節変動 したのである。前年度会計の歳入欠損を抱え、さらに税

迫られているライヒ政府にとって、失業保険財政悪化は 悩ましい問題だった。

体は、速くも一九二八年八月二二日、 失業保険制度にもともと好意的ではなかった企業家団 ドイツ雇用者連盟

対立を鋭いものにした。 総連合、ドイツ工業全国連盟、ドイツ商工会議所の連名 に到るとして、労働大臣ヴィッセル(社会民主党 ミュラー内閣)に失業保険財政改善への取組会民主党 ミュラー内閣)に失業保険財政改善への取組会民主党 ミュラー内閣)に失業保険財政改善への取組を要したルール鉄鋼争議もまた、失業給付をめぐる労使を要したルール鉄鋼争議もまた、失業給付をめぐる労使を要したルール鉄鋼争議もまた、失業給付をめぐる労使を要したルール鉄鋼争議もまた、失業給付をめぐる労使を要したルール鉄鋼争議もまた、失業給付をめぐる労使を要したルール鉄鋼争議もまた、失業給付をめぐる労使を要したルール鉄鋼争議もまた、大業給付をめぐる労使を要したルール鉄鋼争議を表表がある。

と人民党が反対の立場を堅持していた。 が拒否し、後者は生活必要額支給を主張する企業家団体が拒否し、後者は生活必要額支給を主張する企業家団体が担否し、後者は生活必要額支給を主張する企業家団体が担づるか、保険料を引き上げ給付額を維持するかであり減するか、保険料を引き上げ給付額を維持するかであり減するか。

pression)に先んじて、漸く縮小傾向を示し始めていた。に停滞傾向にあり、ドイツ経済は世界恐慌(Great De-一方、一九二七・二八~二九年に鉱工業生産は全般的

註

- (1) 職業紹介失業保険法の条規は Gesetz über Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung. Vom 16. 7. 1927, in: Reichsgesetzblatt (zit. RGBI) 1927 Teil I, S. 187-220. を参照。大業保険制度の成立に関しては以下の文献を参照。Ludwig Preller, Sozialpolitik in der Weimarer Republik, Düsseldorf 1949, Volker Hentschel, "Das System der sozialen Sicherung in historischer Sicht 1880 bis 1975", in: Archiv für Sozialgeschichte, Bd. 18 1978, Peter Lewek, Arbeitslosigkeit und Arbeitslosenversicherung in der Weimarer Republik 1918 1927, Stuttgart 1992, Naoki Fukuzawa, Staatliche Arbeitslosenvnterstüzung in der Weimarer Republik Entstehung der Arbeitslosenversicherung, Frankfurt/M. 1995.
- の労働局の数を三六三としており、これに依拠する研究(2) Preller, a. a. O., S. 375. プレラーはRAVAV設立時

- Reichsanthiv) 一次史料によれば三六一である (Findbuch Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung Bd. 3, in: Bundesarchiv [zit. BA] Berlin-Lfd., R3903)。
- (∞) Heinz Lampert, "Probleme der Konjunkturstabilisierung durch die Arbeitslosenversicherung", in: Finanzarchiv Bd. 22 H. 2, 1963, S. 252.

シュタチューラはAVAVGがカバーする勤労者数を約一七○○万人、想定失業者数を年平均八○万人としている(Peter D. Stachura, "Introduction: The Development of Unemployment in Modern German History", in: Stachura (ed.), *Unemployment and the Great Depression in*

出版部 一九九五年、一六〇頁以下。(4) 原田聖治『両大戦間イギリス経済史の研究』関西大学

的根拠は示されていない。

- (5) 労働省職業安定局失業保険課編『失業保険十年史』 一
- (Φ) Beilage zum Reichsarbeitsanzeiger Nr. 11 vom 13. 12 1927, in: BA Berlin-Lfd, R3903/62.
- (~) Kabinettssitzung vom 11. 11. 1926, in: Akten der Reichskanzlei Weimarer Republik. Das Kabinett Marx III und IV Bd. 1, S. 328.
- (∞) Timm, a. a. O., S. 24.
- 会科学研究所編『基本的人権3 歴史Ⅱ』東京大学出版会(9) 戸原四郎「ヴァイマール体制と失業問題」東京大学社

ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案

九六八年、二四一頁。

- 版会 一九九四年、三九四~三九七頁。 10) 有澤廣巳『ワイマール共和国物語(上)』東京大学出
-) Timm, a. a. O., S. 72-76
- (23) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich Jg. 1928, S. 522.
- (4) Preller, a. a. O., S. 422.
- (¹²) Erster Berichte der RAVAV, in : Reichsarbeitsblatt 1929 Nr. 6, S. 57.
- (16) Timm, a. a. O., S. 79–82
- (17) Werner Conze, a. a. O., S. 54, Preller, a. a. O., S. 424
- 18) アメリカ連邦準備銀行はフェデラル・ファンド(F F)レートを一九二七年末の三・五%から二八年夏の五% F)レートを一九二七年末の三・五%から二八年夏の五% 「一年、二〇二頁)。この間、アメリカで発行されるドイツ債券は、二八年上半期の二億五〇万ドルかられるドイツ債券は、二八年上半期の二億五〇万ドルから下半期には七六六〇万ドルに急落し、二九年には一年で二九五〇万ドルにまで低下した(Dietmar Petzina, Diedeutsche Wirtschaft in der Zwischenkriegszeit, Wiesbaden 1977, S. 97-98.)。同年ヨーロッパに投下されたアメリカ資本もまた一七億ドルから一〇億ドルに減少していた資本もまた一七億ドルから一〇億ドルに減少していた資本もまた一七億ドルから一〇億ドルに減少していた資本もまた一七億ドルから一〇億ドルに減少していた資本もまた一七億ドルから一〇億ドルに減少していた

- (9) Dietmar Rothermund, The Global Impact of the Great Depression 1929-1939, London/New York 1996, p. 67, Clavin, op. cit., pp. 89-92. 加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』東京大学出版会 一九七三年、一七五頁。
- (\tilde{\pi}) Ilse Mauer, Reichsfinanzen und Große Koalition, Frankfurt/M. 1973, S. 81, Preller, a. a. O., S. 422.
- Frankturt/M. 1973, S. 81, Freller, a. a. O., S. 422.

 (a) Die Verschrechtung des Arbeitsmarktes bis Mitte

Januar 1928, in : BA Berlin-Lfd., R3901/20633

- (21) Vereinigung der Deutschen Arbeitgeberverbände, Reichsverband der Deutschen Industrie, Deutsche Industrie- und Handelstag an den Reichsarbeitsminister vom 22. 8. 1928, in: Akten der Reichskanzlei Weimarer Republik. Das Kabinett Müller II Bd. 1, S. 66-68.
- (Å) Der Deutscher Industrie- und Handelstag an den Reichskanzler vom 10. 1. 1929, in: Das Kabinett Müller II Bd. 1, S. 341, S. 351.
- (\(\pexists\)) Bericht des Reichsbankpräsidenten an die Reichsregierung über die Lage der Reichsbank und über Fragen der Finanz- und Währungspolitik vom 7. 2. 1929, in : Das Kabinett Müller II Bd. 1, S. 416–427.
- (26) Timm, a. a. O., S. 127–129, Mauer, a. a. O., S. 83–84, Weissbrot, a. a. O., S. 203–204, Hentschel, "Zur

両党の姿勢にはそれぞれの支持団体であるドイツ工業全

前者は人民党が反対、後者は社民党が拒否していた。

Wirtschaftspolitik der Regierungen Brüning und Papen", in: C. Müller, I. Staff (hrsg.), *Der Soziale Rechtsstaat*, Baden Baden 1984, S. 322.

Statistisches Jahrbuch f\(\tilde{u}\)r das Deutsche Reich Jg. 1930
 S. 106-138.

(Ⅱ)ミュラー内閣の歳入補填案

を要請し、これに対抗する労働組合総同盟は、資本形成schaftsbund)の意向が働いていただけに、対立の根は深かった。一九二九年一二月に作成された覚書の中で、深かった。一九二九年一二月に作成された覚書の中で、工業全国連盟は不況脱出の鍵となる資本形成の促進をはいるために減税、抑制的社会政策、失業保険財政の均衡がるために減税、抑制的社会政策、失業保険財政の均衡があために減税、抑制的社会政策、失業保険財政の均衡を要請し、これに対抗する労働組合総同盟は、資本形成の対策を要請し、これに対抗する労働組合総同盟は、資本形成がある労働組合総同盟は、資本形成がある労働組合総同盟は、資本形成がある労働組合総同盟は、資本形成がある労働組合総同盟は、資本形成がある労働組合総同盟は、資本形成がある労働組合総同盟は、資本形成がある労働組合総同盟は、資本形成がある労働組合総同盟は、資本形成がある対象が対策を関係していた。

持を主張した。

の増加を図るためにも現行社会政策、社会保険制度の維

閣は本格的な失業保険制度の改革(失業保険財政の再とともに三〇年度予算案の策定に関連して、ミュラー内とともに三〇年度予算案の策定に関連して、ミュラー内とともに三〇年度予算案の策定に関連して、モルデンハウアーに交替したが失業保険料引上策はて、モルデンハウアーに交替したが失業保険料引上策はて、モルデンハウアーに交替したが失業保険料引上策はて、モルデンハウアーに交替したが失業保険料引上策はで、モルデンハウアーに交替したが失業保険料引上策はた。三二、二日に財政緊急綱領が閣議で了承された。二二日に財政項目の財政緊急綱領が閣議で了承された。二二日に財政項目の財政緊急綱領が閣議で了承された。二二日に財政項目の財政緊急綱領が閣議で了承された。二二日に財政項目の財政緊急綱領が閣議で了承された。二二日に財政項目の財政緊急綱領が閣議で了承された。二二日に財政項目の財政緊急網域が関連して、ミュラー内とともに三〇年度予算案の策定に関連して、ミュラー内とともに三〇年度予算案の策定に関連して、ミュラー内とともに三〇年度予算案の策定に関連して、ミュラー内とともに三〇年度では、まないの対域では、大学に対して、いる。

しなければならなかった。 最大の赤字費目が失業保険であるゆえに、セットで作成建)と、小さからざる欠損が予想される歳入の補填案を、

VAVの歳入増をはかり、それでも不足する分は国庫か 労働大臣ヴィッセルは保険料率を四%に引き上げてRA 閣官房長官に失業保険財政再建と歳入補填原案を示した。(6) は短資借入以外に選択肢がなかった。したがって、 ばするほど、賠償支払のために均衡を要請されるライヒ らRAVAVへの資金転用で補填する計画を、社民党の 万RMであった。財務大臣は職員保険とラント保険庁か よって法定された失業保険へのライヒ貸付二億五○○○ もられ、このうち最大の費目がAVAVG第一六三条に 新年度に予想されるライヒ歳入欠損は約七億RMと見積 す、増税と歳出の削減の略ふたつである。 ヨーク株式市場に還流している状態で、ライヒスバンク 財政は窮屈になったが、アメリカの長期資金が、ニュー 大臣が示し得る歳入補填案は、入るを図って出づるを制 んどは短期資金であった。ドイツ経済が短資に依存すれ 財務大臣モルデンハウアーは一九三〇年二月三日、 一九二九年中にドイツに貸し付けられた外国資金の殆

ら資金調達して補填する計画を立案した。財務相案は失

ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案

しようとするものであった。 案は保険料の引上とライヒ貸付でAVAVG体制を維持用で失業保険財政を均衡させようとするもので、労働相業保険より財政状態の良好な他の社会保険からの資金転

三億六三○○万RMの歳入増加となる。 ○○○万RMの債上で四三○○万RM、葡萄酒税値上で 三八○○万RM、諸税の納付期限短縮で八二○○万RM、 三八○○万RM、諸税の納付期限短縮で八二○○万RM、 三八○○万RM、諸税の納付期限短縮で八二○○万RM、 三億六三○○万RMの値上で四三○○万RM、葡萄酒税値上で 三億六三○○万RMの歳入増加となる。

失業保険受給者の減少が見込めないからには、ライヒ財 大業保険受給者の減少が見込めないからには、ライヒ財 こ九年に二億二三〇〇万RMの支出超過を計上した [表 一九年に二億二三〇〇万RM、後者は一三億一〇〇末で前者が一五億八二〇〇万RM、後者は一三億一〇〇末で前者が一五億八二〇〇万RM、後者は一三億一〇〇末で前者が一五億八二〇〇万RM、後者は一三億一〇〇末で前者が一五億八三〇万RM、後者は一三億一〇万RMの支出超過を計上した [表1]によれば、一九二八〜三〇年までは失業保険 [表1]によれば、一九二八〜三〇年までは失業保険

か、労使拠出率の引上しかない。保険赤字を償うには、他の社会保険から資金を転用する政に負担をかけずに、且つ給付水準を維持しながら失業

政を均衡させるためにも、失業保険制度が保険収支相 の、二九(会計)年度には歳出削減にも拘わらず六億七 国庫は、一九二八(会計)年度に一二億三七〇〇万RM ていた。翻って賠償支払のために均衡財政を要請される 保険財政の改善が政治日程に登って以来人民党が拒否し 対した。そして前述したように、 党)のみならずブルジョア諸党(人民党、民主党) sicherungen)」を意味するものとして保守党(国家人民 保険の危険共同体 (Gefahrengemeinschaft aller Sozialver-職員保険が最適であった。しかし、資金転用は「全社会 り他の社会保険資金から失業保険へ転用するとすれば、 裕があるのは職員保険であるため、 原則を回復させることが望まれた。 五〇〇万RMの歳入欠損を記録した [表5]。ライヒ財 からの資金転用は困難である。 保険事故の性質の相違からして、疾病保険や労災保険 社会保険財務中で最も余 拠出率の引上には失業 財務大臣の判断の通)も反

補填案を閣僚に開示し、ヤング案関連諸法案採択前に政一九三〇年二月五日の閣議で、首相は財務大臣の歳入

代表者会議を開くことを言明した。七日の会議で、

デンハウアーは以下の様な歳入補填案と失業保険財政

府

0 財

政計画策定を期待し、

そのために七日に連立与党

モル

		(100) KWI)		
	1927	1928	1929	1930
ライヒ歳出	7153.9	8375.1	8041.9	8626.3
ライヒ歳入	7597.7	7138	7366.4	7555
内ライヒ税収	6356.8	6568.3	6740.7	6634
ライヒ収支	443.8	-1237.1	-675.5	-1071.3
公共投資	2690	2658	2670	2092
公共消費	8800	8846	10227	9926
民間消費	61334	65856	65207	62280
国内総生産	82821	88486	88448	81935
輸出	8834.1	9934.9	11202.9	10530.3
輸入	11788.1	11685.8	12172.7	11384.6
賠償振替	1712	2159	1964	1879

Albrecht Ritschl, Deutschlands Krise und Koniunktur 1924-1934, Berlin 2002, Tabelle から筆者作成

ては、

(A案) 売上税の○:| 五%値上と麦酒税の必要税

額達成規模の引上か、

(B案)

麦酒税、

葡萄酒

税

珈

琲

別会計から貸し付ける

(労相)

か、

れでも足りなくなるであろう八○○○万RMはライヒ特

赤字については、

(A案)

拠出率を四%に引き上げ、

そ

万RMを前述した様に経費節減と増税で賄う。

失業保険

 \bigcirc

万RMをライヒ一般会計からはずす。残る四億五〇〇 れる歳入欠損七億RMのうち失業保険赤字二億五〇〇〇 建計画を与党代表に告げた。すなわち、

新年度に予想さ

ラント保険庁の資金を転用する

(財務相)。 (B案)

増税に 職員保険と

0

償還率引 た。モルデンハウアーは財界の利益を直ちに代弁する財 填案には、 紅茶関税の値上をおこなう。 務大臣ではなかった。 ミュ 九三〇年二月三日から七日にかけて示された歳入補 ラー首相はこれらに加えて①レンテンバ 下 財界が希望する企業減税は織り込まれなか ②工業債務負担の満額継続、 ③相続税の値

四五.

④全給与稼得者の失業保険加入、

⑤臨時困

窮

献

ン

ク債:

権

(Notopfer) 実施の五つを考慮に入れることを提案した。(Notopfer)実施の五つを考慮に入れることを提案した。このうち、他の黒字社会保険会計からRAVAにした。このうち、他の黒字社会保険会計からRAVAの一元化を主張する社民党が支持していた。財務省内での一元化を主張する社民党が支持していた。財務省内で思字社会保険による失業保険赤字補填措置を推進しようとしたのは、社民党系官僚であった。これには保守系のみならず自由主義系の職員層団体も反発し、モルデンハウアーは同案を断念した。

協議後におこなわれた二月一三日の閣議におけるモルとを提案したが、労相は新組織が曖昧であるとしてこれとを提案したが、労相は新組織が曖昧であるとしてこれを非常をRAVAVから分離して新しい機関で実施することを中心に議論がなされたが、結論を得るに到らなかった。二月一七日の閣議では、財務大臣は失業保険家族手当に対する三〇年度予算のライヒ貸付を五〇〇万RMに限定することを主張したが、労働大臣はこれを二九〇〇限にすることを主張したが、労働大臣はこれを二九〇〇即にすることを主張したが、労働大臣はこれを二九〇〇即ですることを主張したが、労相は新組織が曖昧であるとしてこれとを提案したが、労相は新組織が曖昧であるとしてこれとを提案したが、労相は新組織が曖昧であるとしてこれとを提案したが、労相は新組織が曖昧であるとしてこれとを提案したが、労相は新組織が曖昧であるとしてこれとを提案したが、労相は新組織が曖昧であるとしてこれとを提案したが、労相は新組織が曖昧であるとしてこれとを提案したが、労相は新組織が曖昧であるとしてこれとを提案したが、労相は新組織が曖昧であるとしてこれとを提案している。

これに対して、

ヴィッセルはライヒの失業保険財政

していった。 連立与党内の対立は次第に失業保険財政再建問題に収斂に反対した。こうして、新年度歳入補填をめぐる閣内、

出率を○:二五%引き上げて(定率三・七五%として)七 を四%に引き上げる。②困窮献金をもちいる。③労使拠 失業保険赤字二億五〇〇〇万RMのうち残る一億RM した。一九三〇年度予算におけるライヒからRAVAV ンハウアーは改めて次のような失業保険制度改革案を示 均衡という意味であった。二月二七日の閣議で、モルデ 失業給付事業再建を希望していた。市町村のいうRAV らは、年金生活者の扶助からの除外と社会保険方式での では公的扶助の負担に耐えることが困難で、それゆえ彼 は全ての市町村の悩みの種」でもあった。市町村レベル(虹) の自治を求める声が寄せられていた。「社会扶助の憂慮同時期、地方からも失業保険財政の再建とRAVAV MはRAVAVの節約かライヒからの補助で賄う。 ○○○万RMを捻出し、それでも不足する三○○○万R AVの自治 (Selbstverwaltung) とは、失業保険収支の ついて、以下の三案のどれかで補填する。①労使拠出 への貸付額を一億五〇〇〇万RMに限定し、予想される

度ノ歳入割当ニ関スル法案、所得税減税法案、財政改革 は、三月五日、 た。首相は財務相とともに、予算関連法案をめぐって不(空) ○・五%引上(定率三・七五%あるいは四%)によって補 うち五○○○万RMは工業債務積立金取崩分からの M中一億五〇〇〇万RMを、AVAVG第一六三条に従 triebelastung) 麦酒税の七五%引上、炭酸水への課税、 準備法案である。それらは所得税減税をおこなう一方、 税砂糖税変更法案、 する八法案とは、麦酒税変更法案、関税変更法案、 五日の閣議に提出された一九三〇年度予算の補填に関連 額限定に反対し、困窮献金には社民、中央、バイエルン の貸付義務 で、五○○○万RMを拠出率の○:二五%さもなければ ってライヒからの貸付によって補填し、 納入時期繰上、工業債務積立金(Reservefond der Indus ノ財政均衡ノ経過規定ニ関スル法案、 人民の各閣僚が賛成、人民党、民主党閣僚が反対であっ 一致に陥った閣僚を懸命に周旋した。彼らの払った努力 失業保険については赤字予想額二億五〇〇〇万R (Darlehenpflicht)を動揺させるとして貸付 の取崩による歳入増加をはかるものであ 閣議承認八法案となって結実した。 炭酸水税変更法案、ラント・市町村 一九三〇、三一年 残る一億RMの 煙草税砂糖税の 三月 煙草 転用

Mと前後二期に分けておこなうこととされた。八月に二億八○○○万RM、三一年二月に七○○○万R填することとした。そして工業債権の換金は一九三○年

これらの財政措置を実施するために、一九三一年度歳出は三〇年度のそれを上回らないこと、三一年度歳出は出は三〇年度のそれを上回らないこと、三一年度歳出は出は三〇年度のそれを上回らないこと、三一年四月から始める保険の収支均衡を達成すること、三一年四月から始めるによって人民党の主張を、ライヒ貸付義務と保険料のを治事することによって社民党(労相ヴィッセル)の主張を、抱き合わせたのである。また一九三一年度の減低を約束することによって社民党(労相ヴィッセル)の主張を、抱き合わせたのである。また一九三一年度の減税を約束することによって社民党(労相ヴィッセル)のをした。財務大臣モルデンハウアー苦心の妥協案は、うとした。財務大臣モルデンハウアー苦心の妥協案は、うとした。財務大臣モルデンハウアー苦心の妥協案は、た。よって、これ以後、失業保険財政再建計画を含むこれらのライヒ歳入補填案をライヒ政府原案と呼ぶ。れらのライヒ歳入補填案をライヒ政府原案と呼ぶ。

^イマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案

註

- (\dashv) Ludwig Preller, a.~a.~O., S. 424, Timm, a.~a.~O., S. 150.
- 2 三四号 る。ということは、ドイツ工業全国連盟とドイツ労働組 下げて販路拡張につながり、利益率の上昇をもたらす可 減と資本形成の増加・低下の因果関係は交差することが ある。一般論としては、社会保険負担と賃銀の上昇・削 おいては)コスト要因であるが、市場においては(マク 報』第一二号 一九六九年、三四八~三五一頁。平島健 初期におけるドイツの財政過程」 schrift des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes, 合総同盟の異なる主張は、各々どちらにも一理あると言 増加させ需要を刺激して利益率を上昇させる可能性もあ 能性もあるが、社会保険負担と賃銀の引上が、購買力を あり得る。社会保険負担と賃銀の引下が、生産コストを 口においては)社会保険給付と賃銀は需用の構成要素で 一年、一三八~一四一頁。栗原 司『ワイマール共和国の崩壊』東京大学出版会 一九九 内閣の崩壊について」日本西洋史学会編『西洋史学』第 Berlin 1930, S. 22. 中村幹雄「ヘルマン・ミュラー大連合 10-13, "Wirtschaftslage Kapitalbildung Finanzen" Denk Reichsverbandes der Deutschen Industrie, Nr. 49 1929, S "Aufstieg oder Niedergang?" in: Veröffentlichungen des 社会保険負担と賃銀は個別企業においては(ミクロに 一九五七年、一三~一四頁。大島通義「大恐慌 前掲書 二八五頁。 」慶應大学『経済学年

また、賠償支払に関するヤング案受入のために、ライ と財政を均衡させる必要があるということは、社民党も と財政を均衡させる必要があるということは、社民党も と財政を均衡させる必要があるということは、社民党も

- (∞) Ministerbesprechung vom 9. 12. 1929, in : Akten der Reichskanzlei Weimarer Republik. Das Kabinett Müller II Bd. 2, S. 1238–1244.
- (4) Gesetz über eine befristete Erhöhung des Beitrags in der Arbeitslosenversicherung. Vom 27. 12. 1929, in: RGBI 1929 Teil I S. 244.
- (15) Clavin, op. cit., pp. 93–95.
- (G) Der Reichsminister der Finanzen an den Staatssekretär in der Reichskanzlei 3. 2. 1930, in: Das Kabinets Müller II Bd. 2, S. 1422–1426.
- (7) Beitragseinnahmen und Rentenleistungen in der Angestelltenversicherunngen. Monatsübersichten 1929, 30, in: BA Berlin-Ltd. R 3901 / 20597., Vermögeslage der Reichsversicherungsanstalt für Angestellte. Monatsübersichten 1929, 30, in: BA Berlin-Ltd, R3901/20599.
- (∞) Von Gilsa an Reusch 11. 2. 1930, in : Politik und Wirtscaft in der Krise 1930-1932 Quellen zur Ära Brüning, Düsseldorf 1980, Dok. Nr. 17, S. 49.
- (\mathfrak{S}) Harold James, The *German Slump*, Oxford 1986, p. 52
- (\mathfrak{D}) Kabinettssitzung vom 5. 2. 1930, in : Das Kabinett Müller II Bd. 2, S. 1432.
- (\(\pi\)) Parteiführerbesprechung vom 7. 2. 1930, in : Das Kabi-

- nett Müller II Bd. 2, S. 1436-1443
- (2) Preller, a. a. O., S. 459-461, Timm, a. a. O., S. . 168-

(1) 大嶽卓弘「ブリューニング内閣と職員層」慶應大学

- (4) Kabinettssitzung vom 13. 2. 1930, in: Das Kabinett 『史学』第五七巻二号 一九八七年、一四一頁、一五五頁。
- Müller II Bd. 2, S. 1456–1457 Ministerbesprechung vom 17. 2. 1930, in: Das Kabi-
- nett Müller II Bd. 2, S. 1467-1468 モルデンハウアーのこの構想がドイツ公共事業会社
- 設立に繋がり (Verordnung des Reichspräsident zur Behe

(Deutscher Gesellschaft für Öffentliche Arbeiten AG)

- な役割を果たすことになる。 bung finanzieller wirtschaftlicher und sozialer Notstände 同社はナチス政権下のライヒ雇用創出事業において大き Vom 26. 7. 1930, in: RGBl Jg. 1930 Teil I S. 316-317.)
- 政策(上)」慶應大学『史学』第五七巻一号 一九八七年 この点については、拙稿「ナチス・ドイツの雇用創出
- (1) Vereinigung der Fürsorgeverbände der Provinz Westfahlen, Hagen 9. 2. 1930, in : BA Berlin-Lfd, R36/1537

を参照していただければ幸甚である。

- (五) Vereinigung der Fersorgeverbände der Provinz Westfalen, Hagen 19. 2. 1930, in: BA Berlin-Lfd. R36/1537.
- ter, Herren Reichswirtschaftsminister, Berlin 15. 2. 1930 Reichsminister der Finanzen, Herren Reichsarbeitsminis Der Präsident der Deutschen Städtetages an Herren

ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案

in : BA Berlin-Lfd. R36/1537

- nett Müller II Bd. 2, S. 1507-1508 Ministerbesprechung vom 27. 2. 1930, in : Das Kabi-
- 平島 前掲書 一五六頁。
- Pünder 5. 3. 1930, in: Das Kabinette Müller II Bd. 2, S Der Reichsminister der Finanzen an Staatssekretäi
- (22) Ebenda, S. 1533
- 23 Timm, a. a. O., S. 169
- Müller II Bd. 2, S. 1535 Ministerbesprechung vom 5. 3. 1930, in : Das Kabinett

(Ⅲ) ブリューニング調停案

こと、③ガソリン・ベンゾール税六〇〇〇万RMはライ 政府原案の閣議了承を受けて一九三〇年三月八、九、一一 対化しようという腹合わせがあったように思う。ライヒ ヴァーシャルな失業保険制度改革を補填八法案の中で相 ること、②確定利子付債権に伴う資本収益税を廃止する 日に閣僚を含めて連立与党代表者の協議が進んだ。 ルデンハウアー財務相には、歳入補填案中最もコントラ その結果、①麦酒税の増税はライヒ税としては断念す 史料で確認することはできないが、ミュラー首相とモ

と、④炭酸水税は全額ライヒの歳入とするが、四○○○ヒ四○○○万RM、ラント二○○○万RMと配分するこ

⑥売上税を○・七五%から○・八%に引き上げること、⑦シャンパン税の増税で三○○万RMの増収を図ること、万RMをこえた税収があればラントに配分すること、⑤と、④炭酸水税は全額ライヒの歳入とするが、四○○○

ること、をもって連立各党間の妥協点とした。総額は少なくとも六億RMとして、三億六○○万RM輸入品にも売上税を課すること、⑧一九三一年度の減税輸入品にも売上税を課すること、⑧一九三一年度の減税

解除して毎年定額の補助金(Reichszuschuß)方式に改めて、一九三〇年度補助金は一億五〇〇〇万RMに限定する。RAVAVの収支が均衡するように努め、そのために同庁理事会に給付額の増減、拠出率の変更をおこなう権限を与える。そしてこの決定は、理事会において自治体代表の了承がなくとも労使代表の多数決で決定できる。

相対化はされなかったのである。 相対化はされなかったのである。 相対化はされなかったのである。 相対化はされなかったのである。 相対化はされなかったのである。 相対化はされなかったのである。 相対化はされなかったのである。 相対化はされなかったのである。 相対化はされなかったのである。

譲歩しなかった。この頃、諸政党間の話合が難航するに つれて、大統領の存在感が相対的に大きくなっていく。 「ヒンデンブルク内閣」「ヒンデンブルク政府」の樹立が、

政財界で期待まじりで交わされていた。同じ頃、一九三

を、失業保険受給者は二〇〇万人を上回り [表3]、拠 らず、保険収支は大幅な支出超過を記録した[表4]。 出率が一月から暫定○・五%引き上げられたにもかかわ 〇年一~三月に失業者は三〇〇万人を、失業率は二〇%

党のブリューニング(Heinrich Brüning)はミュラー首 成する。 した。①失業保険財政赤字に対してライヒは補助金で助 相の同意を得て、次のような内容の調停案を各党に提示 二七日の午前中この膠着状態を打開するために、中央 ②拠出率を三・五%に据え置き一九三〇年の国

画

RAVAVに貸し付けるか、あるいは法改正によって保 であれば、AVAVG第一六三条に従いライヒが資金を り①~③の措置をほどこしてもなお失業保険財政が赤字 は失業保険財政均衡に努力する。④労働市場の悪化によ 庫補助を一億五○○○万RMに限定する。③RAVAV

立政権を維持しようとするもので本格的な制度改革案で これは失業保険財政再建を先送りして、取り敢えず連 ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案

> 時から閣議をおこなうことが決まった。 れらについて、諸党の立場が固まるのを受けて同日一七 費節約、③一九三〇年度予算案のための歳入補填案。こ 問題を以下の三点に整理した。①失業保険の安定、②歳 二時から開かれた閣議で首相は、諸党と協議に入る財政 率を据え置きライヒ貸付を制限することで人民党の、そ 存続させることでもって社会民主党の、(失業保険)料 はなかったが、ライヒの対RAVAV貸付を条件つきで れぞれ妥協を引き出し得ると期待された。三月二七日一

閣内に留まるならば、政府は歳入補填ライヒ政府原案を 連立各党の最終的態度を閣僚に諮った上で、①全閣僚が ライヒ貸付義務の維持)調停案を拒否した。三月二七日 党は、財政計画は受諾したものの、失業保険制度改革に た。同日、同じ様に国会内で代議士会を開いた社会民主(回) 党は麦酒税の値上に反対して調停案、財政計画を拒否し 九票差で調停案と財政計画を受け入れ、バイエルン人民 ブリューニング調停案(以下、調停案)と政府の財政計 ついてはライヒ政府原案を支持して(料率三・七五%と 七時から開かれた閣議で、ミュラー首相は、 中央党、民主党はただちに失業保険財政再建に関する (前記②③) に賛成し、人民党は代議士会で決をとり 前述した

肢を示した。 ・ は、憲法第四八条の大統領緊急命令を発動して失業 ・ は、憲法第四八条の大統領緊急命令を発動して失業 ・ は、憲法第四八条の大統領緊急命令を発動して失業 ・ は、憲法第四八条の大統領緊急命令を発動して失業 ・ は、憲法第四八条の大統領緊急命令を発動して失業

内の対立調整過程の最終段階で、人民党は妥協し社民党 擁した、 ず、閣僚の多数が歳入補填案継続審議に賛成するならば、 は散会した。社民党からブルジョワ右派の人民党までを 好意に謝辞を述べたのを潮に、 大臣にこれまでの協力を謝し、閣僚は首相の労をねぎら ンハウアーは人民党が首相の①案を支持することはでき たん休憩したあと、一九時に再開された閣議で、モルデ 総辞職の意向を告げて閣僚の同意を得た。ミュラー 自身は閣僚ポストを去るしかないと述べた。首相は内閣 上とライヒ貸付義務に反対する人民党がもたない。 (Wilhelm Groener) これで社民党は妥協できるであろうが、 失業保険制度改革・歳入補填をめぐる閣内と連立与党 金銭法案には中立を守った国防大臣グレーナー ワイマール大連合内閣の呆気ない幕切であった。 が、 首相が ミュラー内閣最後の閣議 国防軍に対して示した 今度は料率引 いつ は全

は調停案を受け入れなかった。このために政治史の表面

ことに固執したとして批判されてもよいだろう。 ことに固執したとして批判されるならば、人民党は〇二五%の引上を認めない 中ででの経緯を振り返ると、人民党もまた相当に強いたるまでの経緯を振り返ると、人民党もまた相当に強いたるまでの経緯を振り返ると、人民党もまた相当に強いたるまでの経緯を振り返ると、人民党もまた相当に強いたるまでの経緯を振り返ると、人民党もまた相当に強いけるの保険料引上を実現することに固執したとして批判されるならば、大連合内閣崩壊の第一の原因は社民党議員団、とくに左派とこれを支持した労組出身議員の頑なだけをみれば、大連合内閣崩壊の第一の原因は社民党議

前もあり、余計に妥協できなかったということも考えら前もあり、余計に妥協できなかったということも考えら前もあり、余計に妥協できなかったということも考えら前もあり、余計に妥協できなかったということも考えら前もあり、余計に妥協できなかったということも考えら前もあり、余計に妥協できなかったということも考えらがでに、支持基盤が重なり選挙のたびに激しい反社民アの他に、支持基盤が重なり選挙のたびに激しい反社民アの他に、支持基盤が重なり選挙のたびに激しい反社民アの他に、支持基盤が重なり選挙のたびに激しい反社民アの他に、支持基盤が重なり選挙のたびに激しい反社民アの他に、支持基盤が重なり選挙のたびに激しい反社民アの他に、支持基盤が重なり選挙のたびに激しい反社民アーションを繰り返すライバル政党ドイツ共産党の手があり、余計に妥協できなかったということも考えら前もあり、余計に妥協できなかったということも考えらが対している。

れる。

社会民主党にとって重要なポイントは、失業給付水準

要し、ライヒ貸付には制限を設けるというものであった。

保険給付額が削減されないという確約があれば 実仮定になってしまうが、もしも料率が据え置かれても あった。ライヒ貸付といっても、AVAVGによれ る Reichszuschuß とでは、 Reichsdarlehern ಲ (〇:二五%の拠出率引上にこだわったのならば、 れたであろう。この条件がクリアされてなお社民党が ライヒ貸付義務の維持である)、彼らは調停案を受け入 するとともに、AVAVG第一六三条によるRAVAV を低下させないことだった。彼らが保険料の引上を主張 AVAVがライヒに返済義務を負っているわけではない。 ない。失業保険赤字補填義務に基づき事実上無制約 大連合内閣瓦解の第一責任者と考えることに私も異論は へのライヒ貸付を守ろうとしたのはこのためである。 人民党はモルデンハウアー歳入補填案の富裕層への負 毎年度予算において定額決定され 助成方法として大きな違いが (それは 同党を ば R 反 0

ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案グの調停案は保険料は据え置き、その引上には法改正をのライヒ財源を削減することに外ならず、ブリューニンの主張は補填案から失業保険財政補助に充当させるため担増には反対し、企業家に有利な減税を主張した。彼ら担

出率アップがなければ調停案の国庫補助額 するとしても、RAVAVに対するライヒ補助金は、 とが考えられる。労働市場の状態が最悪の時期 建・歳入補填計画が実施された場合、失業給付水準の切 いというスキームのもとでは、一連の失業保険財政再規定と相俟って大規模な中央銀行信用の創造をなし得な 理下に置かれ、中央銀行再割引率限度が定められ、 を支持する義務を負うとともに、部分的にもせよ国際管 従って、ライヒスバンクが賠償振替(トランスファー) という状況に面して、新たに制定された二四年銀行法に 万RMの赤字を記録した[表4]。夏期に失業者が減少 に、失業保険は一月に八八○○万RM、二月に九六○○ 下あるいは困窮度審査の導入という選択肢が浮上するこ に公開市場操作機能を事実上封じられ、また厳格な発券 賠償支払ドーズ案受入のために均衡財政が要請される 億五○○○ (冬期) 拠

万RMと予想することになる。またヴェストファーレン三·五%で同年の失業保険財政欠損として四億四三○○失業保険受給者は一五○万人であった。労働省は拠出率現にこのあと失業者が減少期に入る六月になっても、

万RMを大きく上回ることは確実である。

のではない。 のではないない。 のではない。 のではない。 のではない。 のではない。 のではない。 のではないない。 のではないない。 のではない。 のではない。 のではない。 のではない。 のではない。 のではない。 のではない。 のではない。 のではない。

九二九年春以来、

人民党は国庫に依存しない失業保

保険制度から除外すること、および部分的困窮度審査の保険制度から除外すること、および部分的困窮度審査のイツ工業全国連盟が、ワイマール政府の社会政策全般の見直を要請するようになったことからして、ここで妥協見直を要請するようになったことからして、ここで妥協見直を要請するようになったことからして、ここで妥協見直を要請するように役半には、労働時間、労働協約していた。実際二〇年代後半には、労働時間、労働協約していた。実際二〇年代後半には、労働時間、労働協約していた。実際二〇年代後半には、労働時間、労働協約回の不況時(整理恐慌)にも雇用者連盟が政府の社会給回の不況時(整理恐慌)にも雇用者連盟が政府の社会給回の不況時(整理恐慌)にも雇用者連盟が政府の社会給同の不況時(整理恐慌)にも雇用者連盟が政府の社会給付の有り方を批判していた。

労使関係を企業家側の不利に傾ける部分(例えば労働協場におけるライヒの役割が大きくなったが、そのなかで策事業、労働紛争調停など労働市場政策を通して労働市一九二〇年代に失業給付と並んで、職業紹介、失業対

たがって、

危機を企業家と労働組合がもった二重の危機〈意識〉の

私は伊集院氏の結論をより限定させて、三月

と、またその危機感の涵養には、

財界からの強い社会政

策の見直要求という原因があったことは事実である。

は事実である。労働基本権剥奪の危機については、(3) こと、そのことに企業家団体が危機感をもっていたこと 性格は二重であった」と結論した。「資本蓄積」という 側にとっては資本蓄積が益々困難になる危機であり、 に対する圧力を強める傾向にあり、さらに全国農業同(5) 社民党とくにその左派に、そのような危機感があったこ 年以来の景気後退に面して、それが厳しい状態にあった 用語を資本形成の発生過程という意味で理解すれば、 働側にとっては労働基本権剥奪の危機であって、 イヒ貸付増加を伴わない失業保険財政の再建を主張した。 済を要求する一方で、保険料の引上とRAVAVへのラ はこれに呼応するかのように、農業界への支援と東部救 ドイツ工業全国連盟は不況に面して組織を強化して政治 約拘束力宣言)に対する企業家団体の反発が増大した。 したどうかは、小論では結論を控える。ただ労働組合と ような危機がワイマール共和政のこの段階で現実に存在 伊集院立氏は、一九三〇年三月危機の性格を「資本家 その 前

結果と考える。

立の象徴であったであろう。 室田幸男氏の先行研究もまた「失業手当の削減はたん 望田幸男氏の先行研究もまた「失業手当の削減はたん 望田幸男氏の先行研究もまた「失業手当の削減はたん 望田幸男氏の先行研究もまた「失業手当の削減はたん 望田幸男氏の先行研究もまた「失業手当の削減はたん 立の象徴であったであろう。

(三·五%)で労使による集団的自助を達成し、収支相当歳入補填をめぐる政府・連立与党の紛糾は、拠出率三%停案を拒否したことは理解できないことではない。内閣民党の社会政策に対する敵対的態度に警戒感を深め、調民党の社会政策に対する敵対的態度に警戒感を深め、調民党の社会政策に対する敵対的態度に警戒感を深め、調民党の社会政策に対する敵対的態度に警戒感を深め、調けた一九三〇年三月末に、社会民主党が企業家団体や人

○○万人などという大量失業を想定していなかったのでで維持できなくなっていたことを示す。AVAVGは三という失業保険二七年法の基本が、不況が深化するなか原則が崩れたときにはライヒ貸付をもって財政補填する

ある。

制度的にも実態的にも厳しい経済的客観条件

[表 5]

価が与えられてよいのではないだろうか。 としてのモルデンハウアーには、研究史上も としても、ミュラー、 の国民社会主義に同調したことでその経歴に傷ができた 事はそこで褒められてよい。 彼は社会民主党の首相にも(後述するように)中央党 案だけであった。自分が所属する人民党の右派に抗して、 填計画を提示したのは、モルデンハウアー作成の政府原 期に、閣議や与党代表者協議において展開された財政議 首相にも、 る。財源を明瞭にして失業保険財政再建・ライヒ歳入補 ウアーが最初に示したライヒ政府原案だったと考えられ 選択肢として最も優れていたのは、財務大臣モルデン 論と諸提案の中で、連立政権を維持するための のもとで、 ライヒ財政の均衡に苦闘するミュラー内閣末 できる限りの協力を惜しまなかった。 ブリューニング両政権の財務大臣 譬え後年、ヒトラー新首相 現実的な 彼の仕

五五 (四〇一)

^イマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案

(kranke Wirtschaft)のひとつのフェーズであった。(kranke Wirtschaft)のひとつのフェーズであった。ル街の株価大暴落を端緒とする世界恐慌が始まる以前に、ル街の株価大暴落を端緒とする世界恐慌が始まる以前に、ル街の株価大暴落を端緒とする世界恐慌が始まる以前に、ル街の株価大暴落を端緒とする世界恐慌が始まる以前に、ル街の株価大暴落を端緒とする世界恐慌が始まる以前に、ル街の株価大暴落を端緒とする世界恐慌が始まる以前に、ル街の株価大暴落を端緒とする世界恐慌が始まるが、ウォーこれはあとになってから分かる話ではあるが、ウォー

註

- (-) Parteiführerbesprechung vom 8. 3., 9. 3., 11. 3. 1930 in: *Das Kabinett Müller II* Bd. 2, S. 1554–1565.
- (≈) Ebenda, S. 1562.
- (∞) Mauer, a, a. O., S. 130.
- (4) Parteiführersbesprechung vom 25. 3. 1930, in : Das Kabinett Müller II Bd. 2, S. 1594–1598.
- (15) Parteiführersbesprechung vom 26. 3. 1930, in : Das Kabinett Müller II Bd. 2, S. 1600–1602.

AVAVG第一六三条(Gesetz über Arbeitsvermittlung und Arbeirslosenversicherung. Vom 16. 7. 1927 Artikel 163, in: RGBI 1927 Teil I, S. 206.)で定められた失業保険財政に対するライヒへの償還が含意されている。貸付ならばRはなく貸付金(Darlehen)となっている。貸付ならばRAVAVからライヒへの償還が含意されているはずであるがAVAVGにその規定はなく、ライヒ労働省も閣僚

- 67)。 67)。
- (©) Aufzeichnung des Legationsrats Redlhammer für Reichsminister Curtius 20. 3. 1930, in : *Politik und Wirtschaft*, Dok. Nr. 39, S. 95.
- (\sim) Parteiführersbesprechung vom 27. 3. 1930, in : *Das Kabinett Müller II* Bd. 2, S. 1604.
- (∞) Ministerbesprechung 27. 3. 1930. 12 Uhr, in : Das Kabinett Müller II Bd. 2, S. 1606.
- (\circ) Conze, a. a. O., S. 68-69, Mauer, a. a. O., S. 133, Timm, a. a. O., S. 181.
- (\(\frac{\pi}{2}\)) Timm, a. a. O., S. 181.
- $(\boldsymbol{\exists})$ Conze, a. a. O., S. 71, Mauer, a. a. O., S. 133, Timm
- a. a. O., S. 182–183.
- (2) Ministerbesprechung vom 27. 3. 1930. 17 und 19 Uhr
 in: Das Kabinett Müller II Bd. 2, S. 1608–1609.
- (3) Ebenda, S. 1610
- (4) Stampfers Ausführungen auf dem sozialdemokratischen Parteitag in Magdeburg, Protokoll (原史料は筆者未見。引用は Weissbrot, a. a. O., S. 208.)。

 (15) 工業界と人民党などブルジョア諸党との関係について
 (15) 工業界と人民党などブルジョア諸党との関係について
 (15) 工業界と人民党などブルジョア諸党との関係について
- は、栗原 前掲書 二三一~二三七頁。
- (16) Conze, a. a. O., S. 69.
- (27) Aufzeichnung über eine Besprechung von Mitgliedern

der Deutschen Volkspartei 24. 1. 1930, in: *Politik und Wirtschaft in der Krise 1930–1932*, S. 33–34.

(18) 二四年銀行法(Bankgesetz. Vom 30. 8. 1924, in : RGBI られた (二六条)。 に賠償支払代理人勘定が設定されて、ライヒスバンクは 構成員中一名は外国人評議員と同国籍を有すること(一 ること、ライヒスバンク理事会の理事は一般参事会の同 イヒ郵便に対する資金供与は二億RMに限定された(二 のライヒに対する信用供与は一億RM、ライヒ鉄道、 を維持する義務を負った(二九条)。またライヒスバンク 率に応じて銀行券税をライヒに納め、割引率は最低五% 賠償振替(トランスファー)を支持することが義務づけ 四条、二七条)とされた。また中央銀行勘定の中にとく 同じく新設された発券委員会(発券業務の監督機関)の 会(中央銀行業務の審査機関)の構成員一四名中七名、 意を得て総裁が任命すること(六条)、新設された評議員 合国の外国人を含む一般参事会の選挙によって選出され 五条)。さらに総裁はライヒ大統領の任命ではなく、 がこれを下回った場合には、ライヒスバンクはその低下 第二線準備合わせて四○%と制限され (二八条)、準備率 1924 Teil II, S. 235-246.)により発券準備率は第一線準備 ラ

ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案

- (\mathfrak{S}) Kabinettssitzung vom 3. 6. 1930, in : *Die Kabinette Brüning I und II*, S. 180.
- (\text{\tin}}\text{\tin}}}\text{\texi}}}\tint{\text{\text{\texi}}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\
- (A) Kabinettssitzung vom 5. 6. 1930, in: Die Kabinette Brüning I und II, S. 185.
- (22) Timm, a. a. O., S. 124–126.
- (\mathref{A}) Preller, a. a. O., S. 275-276, S. 399-408.
- (A) Niederschrift über die Besprechung vom 24. 2. 1926 in Reichsarbeitsministerium mit Vertreten der Arbeitgeber über Fragen der Erwelbslosenfürsorge, Vereinigung der Deutschen Arbeitgeber Verbände E4W, in: BA Berlin -Lfd., R3901/33425.
- (\(\preceq\)) Organisationsplan des Reichsverbandes der Deut schen Industrie Stand 1. 1. 1930, in : BA Berlin-Lfd., R2, 31781.
- Abgeordneter Schiele an Abgeordneten Brüning. 29. 3 1930, in: *Die Kabinette Brüning I und II*, S. 1–4.
- (27) 伊集院 前揭論文 二三頁。

- (\tilde{\pi}) Hans Mauersberg, Deutsche Industrien im Zeitgeschehen eines Jahrhunderts, Stuttgart 1966, S. 388-389.
- 2) Timm, a. a. O., S. 183–184.
- 村前掲論文も同様の趣旨を述べている。(3) 望田幸男、中村幹雄、野田宣雄、飯田収治『ドイツ現
- (31) 平島 前掲書 一五八頁。
- 見解に私も同意できる らば、結果として給付額の削減に到る蓋然性は高い。こ せるものとまでは言えないように思う。ただし拠出率を どからして、調停案がAVAVG第一六三条を空洞化さ 二七年にAVAVGの制定に漕ぎ着けたという経緯、そ 歴代内閣で労相をつとめたブラウンス(Heinrich に関しては、社民党の強硬姿勢に理解を示す伊集院氏の のことに社会民主党は神経を尖らせたのであり、この点 据え置いたままでライヒ貸付を単年度定額に制限するな わたって引き上げ、失業保険制度の再建を図ったことな してブリューニングが首相になってから拠出率を二度に Brauns)が長年失業保険制度の実現に情熱を傾け、漸く スト教労働組合指導者・中央党の指定席であったこと、 ったとは思う。しかし一九二〇年以来、労働大臣はキリ はなかった、といわねばならない」と評しておられる の要求にそったもので労働組合側の要求にそったもので ながら実質的には空洞化させるもので、基本的に人民党 (伊集院 前掲論文 三頁)。私も該案が人民党寄りであ 伊集院氏は調停案を「貸付義務を形式的には存続させ

いた。

- (Si) Horst Romeyk, Paul Moldenhauer, in: Rheinische Lebensbilder Bd. 7, Köln 1977, S. 253–254.
- (34) 古川哲「大恐慌と資本主義諸国」岩波講座『世界歴史』第二七巻 岩波書店 一九七一年、一〇一~一〇二頁。Dietmar Petzina, "The Extent and Causes of Unemployment in the Weimar Republik", in: Stachura (ed.), *op. cit.*, pp. 32–33, Clavin, *op. cit.*, pp. 89–92.
- ドイツでは景気後退は一九二九年夏以前にもう始まってが、一九二八~二九年には国民総生産は一%低下した。正九年には戦前水準(一九一三年)よりも二五%高くなっていなければならなかった。しかし現実は六%上回っただけであった。一九二六~二八年の好景気も長続きせただけであった。一九二六~二八年の好景気も長続きせただけであった。一九二六~二八年の好景気も長続きせただけであった。一九二六~二八年の好景気も長続きせず、一九二八~二九年には国民総生産は一次低下した。

また第一次大戦後のドイツ経済が正常に推移したならば、それは一九二三二四年に安定したのち持続的に成長して、その結果、恐慌の影響はもっと緩やかだったであろう。低成長、慢性的失業、物価高つまり今日いうところのスタグフレーションが一九二〇年代後半のドイツ経済の特 徴 で あっ た(Knut Borchad, "Zwngslagen und Handlungsspielräume in der Grossen Weltwirtschaftskrise frühen dreissiger Jahren", in: Ders., Wachustum Krisen Handlungsspielräme der Wirtschaftspolitik, Göttin-

gen 1982, S. 174-179.)°

E賞支払がドイツ経済に与えた制約に関する分析については、ヘルビヒの旧作が今でも価値をもつ(Wolfgang いては、ヘルビヒの旧作が今でも価値をもつ(Wolfgang いては、ヘルビヒの旧作が今でも価値をもつ(Wolfgang いては、ヘルビヒの旧作が今でも価値をもつ(Wolfgang いては、ヘルビヒの旧作が今でも価値をもつ(Wolfgang いては、ヘルビヒの旧作が今でも価値をもつ(Wolfgang いては、ヘルビヒの旧作が今でも価値をもつ(Wolfgang いては、一九三二年六月のロー政・金融自主権を獲得するには、一九三二年六月のロー対でまる。ドイツがでもないのは関する分析については、ヘルビヒの旧作が今でもない。ここであるければブリューニングでもなかった。

(Ⅳ) ブリューニング内閣の歳入補填案

って信任された新政府に、財務大臣として留任したモルって信任された新政府に、財務大臣として留任したモルキ件のもとで、歳入欠陥と歳出需要の増大に対処しなければならなかった。世界恐慌の影響が明瞭になるなかで、未代のもとで、歳入欠陥と歳出需要の増大に対処しなければならなかった。世界恐慌の影響が明瞭になるなかで、たる歳出圧力は失業保険給付と農業救済事業に起因したればならなかった。世界恐慌の影響が明瞭になるなかで、ないた。社民党と共産党の不信任案を否決した国会において、貨格済政策の形成に影響を与える経済理論において、貨経済政策の形成に影響を与える経済理論において、貨

して有効であった。

以来積み残された歳入補填計画の承認を受けた。デンハウアーは、一九三〇年四月九日の閣議で、前内閣

業翼である国家人民党の賛成を得るための政治的技巧と 業翼である国家人民党の賛成を得るための政治的技巧と 業翼である国家人民党の賛成を得るための政治的技巧と 業翼である国家人民党の賛成を得るための政治的技巧と 業翼である国家人民党の賛成を得るための政治的技巧と 業翼である国家人民党の賛成を得るための政治的技巧と 業翼である国家人民党の賛成を得るための政治的技巧と との内容は①麦酒税の五〇%値上、②売上税の⑥・七 その内容は①麦酒税の五〇%値上、②売上税の⑥・七 の話案は農業関連法案のユンクトゥム(付帯法案)と することによって、社共両党の反対を乗り越えて四月末 することに経済合理的根拠はないが、これは確かに農 かせることに経済合理的根拠はないが、これは確かに農 かせることに経済合理的根拠はないが、これは確かに農

は労使折半定率三・五%とされ、職業紹介失業保険機構ニング調停案が法定された。これにより失業保険の料率革準備法に従って、前月に諸政党に提示されたブリュー英業保険については、四月二八日に公布された財政改

五九 (四〇五)

ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案

変更されたことである。 現の問題である。重要なことはライヒから失業保険財政 法定される毎年定額の補助に切り替え、まず三〇年度補 失業保険法に定められた貸付義務から一年毎定額助成に れていたし、返済規定はなかったので貸付か補助かは表 hen は閣議、与党協議会などで Reichszuschuß とも呼ば ように、以前からAVAVGに規定された Reichsdarle これをもって直接税の減税分に充当させる。既に述べた らに三一年度歳出は前年度歳出から六億RM圧縮する。 助額は一億五〇〇〇万RMとすることが決められた。 貸付義務(AVAVG第一六三条)を改め予算におい の行政経費節減をおこない、 、の補填が毎年定額に限定されたこと、すなわち二七年 ライヒからRAVAVへの さ 7

出した。しかし四月が過ぎても雇用は増大せず税収も伸出した。しかし四月が過ぎても雇用は増大せず税収も伸る。 一五〇〇万RM、失業保険料を向こう八ヵ月間一%引き 上げることで一億九四〇〇万RM、ライヒからの補助金 上げることで一億九四〇〇万RM、ライヒからの補助金 上げることで一億九四〇〇万RM、ライヒからの補助金 「5」 これを受けてRAVAVは、一九三〇年の月平均失業

> た。これを機に政府は追加的歳入補填案の策定に取り掛(8) deten)に困窮献金(Notopfer)を課することを提案し 閣議では財務相が三○年度一般会計に対する五億五○○ 万RMの欠損が予想されると言明した。また六月三日の リューニング首相は三〇年度一般会計に、 して今回はもう失業保険制度改革 む第二次歳入補填案を準備しなければならなかった。そ びなかったために、政府は更なる失業保険制度改革を含 かった。 三五〇〇万RM、失業者に対する緊急給付需要一 万RMの補填需要(うちRAVAVに対する補助金一億 を棚上する訳にはいかなかった。五月二七日の閣議でブ ○○万RM)を充たすために、固定給稼得者 (Festbesor-(失業保険財政再建 七億三六〇〇 億五

RMを煙草税で、四○○○万RMを所得税の増税で賄うに限定することで諸閣僚の同意を得る。さらに五億五○○万RMの補填需要のうち一九三○年七月一日から三一年三月三○日までの困窮献金で三億RM、ライヒ鉄道優先株売却で一億RM、財政節減で六○○○万RMを調優上、それでも残る九○○万RMを河高を得る。さらに五億五○○万RMを河南をがある。さらに五億五○○○万RMを河南をがある。

ことで閣内の合意を取り付けた。また政府はライヒ鉄 厳しい環境下で二代の首相に協働して、失業保険財政と 填案中の困窮献金は、彼自身が所属する人民党から厳し して徴収することで具体化された。しかし第二次歳入補 職員から給与の二·五%をライヒ救済(Reichshilfe) 出計画を策定した。 に外ならず、また人民党の批判を浴びるであろう困窮献 ある。失業保険拠出率の四・五%引上は社民党への配慮 べく尽力した。しかしここに来て、矢尽き刀折れた感が ライヒ財政の再建のために経常・臨時の両財源を確保す せざるを得なくなる(三〇日、正式に辞職)。モルデン 道・ライヒ郵便事業、住宅建築、道路建設などの雇用創 ハウアーは前内閣末以来、 い批判を受け、一八日、彼は財務大臣辞職の意向を表明 困窮献金は年収八四〇〇RM以上の 政治的にも経済的にも極めて ع

後継財務大臣を引き受けた。次に彼は歳入補填案につい上の所得者に対する五%の追加的所得税の四案を条件に、削減、給与の三%の公務員困窮献金、年収八四〇〇RM以限主党)は、失業保険拠出率の一%引上、一億RMの財政民主党)は、失業保険拠出率の一%引上、一億RMの財政

ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案

きであろう。

金の導入も敢えて提案した。財務大臣の労を多とするべ

副総理格・経済大臣ディートリヒ(Hermann Dietrich

九三〇年九月~三一年三月)にわたる拠出率一 二五日の閣議でディートリヒは改めて、次のような一九 あるいは消費税を課する。⑥カルテル機構の改革。六月削減をおこなう。⑤市町村民税あるいは市町村飲料水税 得税を課する。④物件費と人件費で一億RM を困窮献金として政府に拠出する。さらに年収八〇〇〇 **険機構の改革をおこなった上で、拠出率を一%引き上げ** gesetz)によって立法化することを提案した。①失業保 業保険赤字四億四三〇〇万RMについては、七ヵ月(三〇年度歳入補填案を示し内閣はこれを了承した。 RMないし八四○○RM以上の稼得者に五%の追加的所 て失業保険の赤字補填に転用する。③一九三一年三月三 て四·五%とする。②ライヒ財政支出を一億RM削減し て以下の六点を、特別授権法 一日までの期限付きで、公務員・職員は給与の二・五 (spezielle Ermächigungs-の財政支出 %引上 ① 失

RM、③減税によるライヒの減収−億五○○○万RM、五○○○万RM、これに掛かるライヒ行政費−二○○万限で九七○○万RMの節約。これにより失業保険財政の限で九七○○万RMの節約。これにより失業保険財政の

〔料率四・五%〕でRAVAVが入手する保険料一億七○

①~③合計で四億八八○○万RMの歳入欠損が予想され ①~③合計で四億八八○○万RM、③所得税の追徴で一万RM、②煙草税四六○○万RM、③所得税の追徴で一億三五○○RM、①~④合計四億七四○○万RMを見込む。このディートリヒの歳入補填案は失業保険赤字補填を始めとして、モルデンハウアーのそれを受け継ぐものであった。不況下に均衡財政を保たなければならないというった。不況下に均衡財政を保たなければならないというった。不況下に均衡財政を保たなければならないというった。不況下に均衡財政を保たなければならないという。

容認した。特別授権法は避けることに決したが、諸政党業保険拠出率については〇·五%の引上(料率四%)を 間の話合がつかなければ、 人頭税 上には賛成したが、 は人民党の主張する人頭税を拒否し、民主党は拠出率引 対するライヒ助成制限を歓迎したものの、 択肢は限られる。 た。七月四日の与党代表者会議で、人民党は失業保険に 入補填案の成立に不退転の決意をもってする構えであ これに対して人民党はAVAVG第一六三条の廃棄、 (料率四·五%)には難色を示した。また中央党 (市町村民税)導入、賃銀引下を要求したが、 一六三条改訂とライヒ救済献金には 政府は失業保険財政再建・ 拠出率の一% 歳 失 0

> 填案は法案として国会に上程された。 は当党の態度は各様であったが、ブリューニングは七月党諸党の態度は各様であったが、ブリューニングは七月党諸党の態度は各様であったが、ブリューニングは七月党諸党の態度は各様であったが、ブリューニングは七月党諸党の態度は各様であったが、ブリューニングは七月大田の手党の表表の意味を表表して国会に上程された。

た。同時に、歳入補填案第一章 (夫養呆食(20) とライヒ助成制限に反対して七月一五日、 共産党、 は失業保険拠出率引上には賛成したものの、 可を大統領から与えられた。 これが議会で無効とされたときには、国会を解散する許 された場合には、大統領緊急命令を発令すること、また さなかった。ブリューニングは歳入補填案が議会で否決 く緊急命令の発布も回避され、 む) は、 第一党社会民主党は、硬軟両様の姿勢をとった。 議席に足りない少数派に止まっており、事態は予断を許 で審議される運びとなったが、政府与党は国会で二〇〇 こうして特別授権法の制定も、憲法第四八条にもとづ ナチス党の反対を乗り切って可決成立した。し 社会民主党が棄権することにより、 補填案の採決に際して国 第二次歳入補填案は国会 (失業保険制度改革を含 対案を提出 国家人民党 市町村民税 社民党

で急速に態度を硬化させた。 折からおこったシュタールヘルム禁止解除問題もからんかし社民党は一切の譲歩を拒む政府に反発を強め、また

これに対して社民党は、同令無効の動議を議会に提出しりューニングは補填案の議会成立を断念し、予定どおりりューニングは補填案の議会成立を断念し、予定どおりの反対により国会で否決されると、ブス民党、ナチス党の反対により国会で否決されると、ブストートリヒが提案した歳入補填案第二七月一六日、ディートリヒが提案した歳入補填案第二

五%、同年度の失業保険国庫補助は一億八四〇〇万RM急命令を公布した。同令により、失業保険料率は四・そして七月二六日、先の緊急命令とほぼ同じ内容の緊

るや、首相は直ちに国会を解散した。

賛成にまわったために、緊急命令無効動議が可決成立す

(Kuno Graf von Westarp)ら少数の穏健派議員を除いて(Alfred Hugenberg)の強権によって、ヴェスタルプ

た。去就に迷っていた国家人民党が党首フーゲンベルク

この間、労働市場は春から夏場を迎えても好転する気配そう引き上げることによって調達されるものとされた。さらに国庫から補助され、残る二分ノーは保険料をいっとされた。それでも不足する給付資金のうち二分ノーは

ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案

大業保険改革、東部救済等の諸措置を緊急令として発令 大業保険改革、東部救済等の諸措置を緊急令として発令 大業保険改革、東部救済等の諸措置を緊急令として発令 大業保険改革、東部救済等の諸措置を緊急令として発令 大業保険改革、東部救済等の諸措置を緊急令として発令 大業保険改革、東部救済等の諸措置を緊急令として発令 大業保険改革、東部救済等の諸措置を緊急令として発令 大業保険受給者一五〇 (5)

政法案の膠着と財政立法の危機を憲法第四八条の対象と 政法案の膠着と財政立法の危機を憲法第四八条の対象と 政法案の膠着と財政立法の危機を憲法第四八条の対象と 政法案の膠着と財政立法の危機を憲法第四八条のいう公共の安全と秩序 (öffentli-が、緊急命令が国会解散中に発令されたことに問題は残る が、緊急命令が国会解散中に発令されたことに問題は残る が、緊急命令が国会解散中に発令されたことに問題は残る が、緊急命令が国会解散中に発令されたことに問題は残る が、緊急命令が国会解散中に発令されたことに問題は残る でい、緊急命令が国会解散中に発令されたことについて、コ フイマール政府は失業保険制度改革・歳入補填の実現に 同けて諸政党と話し合ってきた。この時点で、首相が財 政法案の膠着と財政立法の危機を憲法第四八条の対象と ない、コ

この構造がもたらしている桎梏からライヒ財政を解放でところで栗原優氏は廉価な長期資金を大量に創出するところで栗原優氏は廉価な長期資金を大量に創出するところで栗原優氏は廉価な長期資金を大量に創出する必要があった。しかしそれができない仕組が、国際条約網によってつくられていた。したがって、200構造がもたらしている桎梏からライヒ財政を脱するとしても、この適記のトーンは世界恐慌からナチス政権への道は、恰も必然であったかに聞こえる。ドイツが恐慌を脱するためには、大量の長期資金をもった「名別であるとしても、この適記のトーンは世界恐慌からナチス政権への道は、恰も必然であったの世界恐慌からオチス政権への道は、恰も必然であったの世界恐慌から見立てはという。 200構造がもたらしている桎梏からライヒ財政を解放で、この構造がもたらしている桎梏からライヒ財政を解放であった。したがって、ところで栗原優氏は廉価な長期資金を大量に創出するところで栗原優氏は廉価な長期資金を大量に創出するところで栗原優氏は廉価な長期資金を大量に創出するという。

崩壊後の新しい国際経済の枠組を構築できたならば、デもしも先進国の協調介入によって、再建国際金本位制

きるかどうかが問題となる。

の可能性が皆無だった訳ではなかろう。も、ドイツの国内政治とヨーロッパ国際政治の場に、そらナチス体制への道程を回避する道は、狭かったけれどらナチス体制への道程を回避する道は、狭かったけれどブリューニング政府に与えられたであろう。世界恐慌かフレ政策・大量失業→ナチズムへの道とは異なる回路が、

註

- (1) 小論では農業問題には触れない。農業同盟会長シーレ(Martin Schiere)が食料農林大臣として入閣したブリューニング政権の農業関連法案への取組については、伊集に四六頁。平島 前掲書 一七二~一七三頁を参照していただきたい。またドーズ協定以来歴代ワイマール政府の財政は、賠償問題ぬきには充分な考察が出来ない。賠償支払、トランスファーとブリューニング内閣の財政賠償支払、トランスファーとブリューニング内閣の財政賠償支払、トランスファーとブリューニング内閣の財政賠償支払、トランスファーとブリューニング内閣の財政時代を表示といる。
- (N) Ministerbesprechung vom 9. 4. 1930, in: Die Kabinett Brüning I und II, S. 42.
- (\infty) Bericht Moldenhauers über die Anfange der Regierung Brüning und die Verhandlungen mit der Parteiführern bis zur Abstimmung über das Finanz- und Agrarprogramm im Reichstag am 14. 4. 1930, in: Politik und Wirtschaft, S. 123.

- (4) Gesetz zur Vorbereitung der Finanzreform. Vom 28. 4. 1930, in: RGBI I 1930, S. 145–146.
- (15) Kabinettssitzung 3. 6. 1930, in: Die Kabinette Brüning Bd. I und II, S. 180.
- (6) Bericht Moldenhauers über die Entwicklung der Reichsfinanzen von Anfang Mai 1930 bis zur Verabschiedung des Finanzprogramm der Reichsregierung, in: Politik und Wirtschaft, S. 206.
- (r-) Kabinettssitzung vom 27. 5. 1930, in: Die Kabinette Brüning I und II, S. 167.
- (∞) Kabinetts sitzung vom 3. 6. 1930, in : Die Kabinette Brüning I und II, S. 182–183.
- (\odot) Kabinetts sitzung vom 5. 6. 1930, in : Die Kabinette Brüning I und II , S. 184–187.
- (1) Ebenda, S. 188–192.
- (A) Bericht Moldenhauers über die Entwicklung der Reichsfinanzen, in: *Politik und Wirtschaft*, S. 209.
- (A) Kabinettesitzung vom 24. 6. 1930, 9. 30 Uhr, in: Die Kabinette Brüning I und II, S. 221.
- (3) 一九二三年の超インフレによる経済危機のときに二つの特別授権法が成立したことがあるが(Ermächtigungsgesetz vom 13. 10. 1923, Reichsermächtigungsgesetz vom
- (4) Kabinettssitzung vom 24. 6. 1930, 20 Uhr, in: *Die Kabinette Brüning I und II*, S. 225.
- ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案) Kabinettssitzung vom 25. 6. 1930, in: *Die Kabinette*

Brüning I und II, S. 235-239.

- (\(\pma\)) Kabinettssitzung vom 24. 6. 1930, in : *Die Kabinette***Brüning I und II, S. 220, S. 224.

 (\(\pma\))
- (\(\Text{\tin}}}}} \ext{\tin}}}}}} \ext{\tinin}}}}}} \ext{\te}\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\texi}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}}
- ($\stackrel{\triangle}{\cong}$) Fraktionsführerbesprechung vom 8. 7. 1930, in : *Die Kabinette Brüning I und II*, S. 275–279.
- (2) Niederschrift über die Reichsministerbesprechung 14
 7. 1930, in: Politik und Wirtschaft, S. 282–283.
- (20) 伊集院 前掲論文 一八頁。
- (云) Gilsa an Reusch 17. 7. 1930, in: Politik und Wirtschaft S. 285.
- (২) Verordnubg des Reichspräsidenten auf Grund des Artikel 48 der Reichsverfassung über Deckungsmaßnahmen für den Reichshaushalt 1930, Vom 16. 7. 1930, in: *RGBl* Jg. 1930 Teil I, S. 207–212.

憲法第四八条に基づく大統領緊急命令に失業保険制度 改革・歳入補填案の成立を期待せざるを得なかったとこ 利害対立の先鋭化が象徴されている(Mauer, a. a. O., S. 141-142.)。

- (\pmathrm{\p
- (숙) Verordnubg des Reichspräsidenten zur Behebung finanzieller, wirtschaftlicher und sozialer Notstände. Vom

- 7. 1930, in : *RGBl* Jg. 1930 Teil I, S. 311-331
- 25 平島 前掲書 二一〇頁。
- 26 Conze, a. a. O., S. 74-75
- Zwischenkriegszeit, Wiesbaden 1977, S. 102 Dietmar Petzina, Die deutsche Wirtschaft in der
- Eyck, op. cit., p. 270
- 栗原 前掲書 三一六~三一九頁

むすび

拠出率は据え置き、給付水準は維持することになるが、 観条件のもとに、 失業保険財政に対するライヒの貸付ないし補助を抑制し、 とって内政上最大の政策課題となった。失業保険制度に ルトブがリューニングについて指摘する「経済的強制状 出需要の増大に対処しなければならなかった。ボルヒャ 用創造の制限・均衡財政の維持というきわめて窮屈な客 ついていえば、連立諸党と諸団体の意見を全て容れれば、 改革)とこれと係わるライヒ歳入の欠損補填が、政権に 態」はミュラー内閣にも妥当する。このような与件のも 一九三〇年にミュラー、ブリューニング両内閣は、 失業保険財政再建(失業保険危機、失業保険制度 失業給付、農業救済など不況による歳 信

評価の小さきを私は意外に思う。

可能である。以下、はじめに述べた三つの課題に今一応 不況下にこの三者を同時に満足させることはもとより不

の答えを与えて、むすびとしたい。

その職務に努めた。従前諸研究を管見して、彼に対する リューニング内閣を維持するための成案をもって、よく 恐慌下のワイマール共和政が置かれた困難な客観情勢の よう。国家信用調達の手段を制限され、均衡財政を維持 歳入補填案)はぎり切りの現実的選択肢であったと言え モルデンハウアー歳入補填案(ライヒ政府原案と第二次 成された妥協が、三〇年度予算編成では成立しなかった。 央、民主、人民、バイエルン人民の連立与党間交渉で達 なかで、モルデンハウアー財務大臣はミュラー内閣! 成が不足していても外資導入は見込めない、という世界 しつつ賠償振替(トランスファー)をおこない、資本形 成は同一であっても、二九年度予算編成時には社民、中 の後退と失業状況の深刻さが拡大したために、国会の構 を同時に果たすことは不可能である。一年の間に、景気 ペンディング政策を選択できない政府が、失業保険に関 してライヒ補助の抑制と拠出率の据置と給付水準の維持 (一) 一九三〇年当時の経済状況 [表5] のもとでス

これを実施しようと試みる。そしてこの大統領緊急命令 たのである。国会解散中の大統領緊急命令は、ワイマー 予算が、ブリューニング政権において法的に効力をもっ 第六章が、一九三○年度予算を構成した。すなわち、こ 保険制度改革も実現できないことが明かとなったとき、 であった。諸政党の利害調整政治では、財政再建も失業 という措置になる。換言すれば、失業保険と歳入欠損を 歳入補填、一九三〇年度予算はどうしても諸勢力痛分け けの緊縮をおこない、さらに財政を拡張できない以上、 増加したのに対して歳出が九六%と緊縮した結果である 五%に縮小したが、これは歳入が前年度比一・○三倍と ル憲法制定以来初めてのことであった。分配をめぐる諸 首相ブリューニングは、緊急命令で歳入補填案ともども めぐる三月危機は、ライヒ経常財源の分配をめぐる紛糾 [表5]。国内総生産、 こではじめてミュラー政権が作成し得なかった三〇年度 九二九年度にライヒ財政収支の欠損は前年度比 民間消費が停滞するもとでこれだ Ŧi.

ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案となってしまったが、事態の経緯をみれば人民党の態度を拒否したために、社会民主党が内閣退陣の第一責任者

諸勢力の対立の深さが知られる。

大連合内閣の最後の日にブリューニング調停案

疾病保険給付水準の低下に連動してしまう。 規定されていたから、失業保険給付水準の削減はすぐに こに反発した。しかも前述したようにAVAVG第一二 盾する困窮度審査の導入に繋がりかねない。社民党はこ を毎年度予算で定額に抑制して、 る対立は、拠出率というよりも、 る。この点、エゴは後者においてより強いと考えられる。(6)(5)とれを否としたのは、人民党と企業家団体の方であい。それを否としたのは、人民党と企業家団体の方であ 党、労働組合は給付受益者出損の増加を拒んだのではな ら、経営者側の負担増は僅か○・一二五%である。社民 党にも同様の批判が成立する。拠出は労使折半であるか まり同党は引上幅を○・二五%下げるところまで譲歩し 出率四%を支持したが、次に三・七五%を容認した。 れるならば、結果として給付水準の削減や保険原則と矛 の関係にあった(AVAVG第一六三条)。ライヒ補 五%引上(料率三・五%から三・七五%)に反対した人民 した社民党を頑なと批判するならば、拠出率の○:□ たと言えるのである。拠出率三・五%の現状維持を拒否 も相当に強硬であったことがわかる。社民党ははじめ拠 ○条によれば、失業手当額はすなわち疾病手当額相当と (三) 社会民主党と人民党の失業保険財政再建をめぐ 且つ保険料が据え置 国庫と失業保険財政と 不況が深刻

況にあった。 険料では現行給付水準を維持することが不可能な財政状化するなかで、二七年失業保険法体制はすでに、現行保

信用拡張を伴う景気振興策を実施しない。 名Vに対する国庫補助を増額していくか、労使拠出率を AVに対する国庫補助を増額していくか、労使拠出率を は解けない。失業保険給付水準を引き下げるか、失業保険 は解けない。失業保険給付水準を引き下げるか、失業保険 にはライヒ歳入は補填されなければならない。 たず、それには財源が必要であり、財源を確保するためにはライ にはライヒ歳入は補填されなければならない限り、RAV が経済状況から制約を受けるならば、不況が続く限り 別出率を逐次上昇させるしか手はない。

する政府介入という新しい政策手段を模索することになVAVGが運営困難に近づきつつあることを明らかにした。それを認識したからこそ、ブリューニング内閣は一た。それを認識したからこそ、ブリューニング内閣は一政をめぐる政争は、景気動向と失業の現状からして、A政をめぐる政争は、景気動向と失業の現状からして、A政をめぐる政争は、景気動向と失業の現状からして、A政をめばる政策を進行している。

は稿を改めて取り上げたい。る。。すなわち雇用創出計画の立案、策定であるが、これ

註

- (1) 財政経済状況からする制約(Knut Borchad, "Zur Frage der Währungspolitischen Optionen Deutschland in der Weltwirtschaftskrise", in: Ders., a. a. O., S. 210-221, Albrecht Ritschl, *Deutschlandkrise und Konjunktur 1924-1934*, Berlin 2002, S. 202-203)に加えて、ドーズ・プラン、ヤング・プランによる賠償振替からする制約があった。すなわちドイツの国立銀行法(Reichsbankgesetz)は国際条約体系の一部を構成していた(Borchard, "Zwnngslagen und Handlungsspielräume in der großen Weltwirtschaftskrise der frühen dreißiger Jahre", in Ders..: a. a. O., S. 170-171.)。
- nett Müller II Bd. 1, S. 531–536, Politische Besprechung 9. 4. 1929, in: Ebenda., S. 537–540, Politische Besprechung 9. 4. 1929, in: Ebenda., S. 537–540, Politische Besprechung vom 10. 4. 1929, in: Ebenda, S. 543. 平島 前掲書第二章第二節四「一九二九年度予算案と大連合内閣形成」も参照。
- (\top) Verordnung des Reichspr\u00e4sidenten zur Behebung finanzieller wirtschaftlicher und sozialer Notst\u00e4nde. Vom 26.
 7. 1930, Sechster Abschnitt Haushalt 1930, in: RGBl 1930
 Teil I, S. 328-331.

- $\widehat{4}$ Conze, a. a. O., S. 74
- 5 明する直接的史料は示されていないが、同団体がミュラ ると考えている」(栗原 前掲書 三〇五頁)。これを証 配する使用者団体連合にあったことと大きく関連してい たのは、この問題の企業団体側管掌が「工業界右派の支 栗原氏は失業保険問題が最後まで係争点として残され
- (6) 社会民主党、労働組合は受益・負担の対応(受益者負 振興会 二〇一〇年、三一頁、二〇四頁)。 応能原則については、佐藤主光『財政学』放送大学教育 給付のユニバーサリズムが崩壊してしまう(応益原則と 失業保険拠出をおこなっても失業手当を受給できるわけ った。かといって、もしも受益・負担関係に応能原則 ではない経営者に、応益原則を納得させるのは困難であ 担、応益原則)を否定してはいない。しかし不況下に、 (能力に応じて負担、必要に応じて給付)を用いれば失業
- (7) この点で、ボルヒャルトの以下の指摘は肯綮に当たっ するのに必要とされるよりも、ずっと小さかった。」 せたり、国家を巻き添えにするような激しい闘争を解決 さかった。分配闘争を緩和するまでに経済機構を回転さ in: Geschichte und Gesellschaft, Jg. 9 H. 1, 1983, S. 137.) Diskruses über das Scheitern der Weimarer Republik" は相互に争う全ての政治勢力にとって、行動の余地は小 ていると言えよう。すなわち「一九二〇年代のドイツで Knut Borchard, "Zum Scheitern eines produkutiven

地が「なかった」とは言っていないことである。 動の余地は「小さかった」とは言っているが、行動の余 ただ、注意したいのは、ボルヒャルトといえども、行

、拙稿は平成一八〜二一年度科学研究費補助金基盤研究(C) 課題番号一八五二〇五七六による研究成果の一部であ

一般

を思えば、氏の推論には合理性がある。

内閣と失業保険にしばしば非好意的態度を示したこと

ワイマール失業保険危機とモルデンハウアー歳入補填案